

シンガポール
商標規則
2008年S598改正
2008年12月1日施行

目次

第 I 部 序

- 規則 1 引用
- 規則 2 定義
- 規則 3 手数料
- 規則 3A 書類の提出
- 規則 4 様式
- 規則 5 書類のサイズ
- 規則 6 書類への署名
- 規則 7 書類の送達
- 規則 8 住所の提出
- 規則 9 書類送達のための住所
- 規則 10 代理人

第 II 部 商標の登録

第 1 節 商標の登録可能性

- 規則 11 大統領の表示
- 規則 12 シンガポールの紋章，大統領の紋章，王室の紋章等
- 規則 13 紋章等で構成される標章の登録
- 規則 14 現存者又は最近の死亡者

第 2 節 登録出願

- 規則 15 登録出願
- 規則 16 商標の表示
- 規則 17 登録出願の分割
- 規則 18 優先権の主張
- 規則 19 明細
- 規則 20 翻訳及び音訳
- 規則 21 出願の不備

第 3 節 出願の補正

- 規則 22 出願の補正
- 規則 23 公告後の出願補正

第4節 登録出願の審査

- 規則 24 審査報告書及び出願人の応答
- 規則 25 出願の認容(削除)

第5節 公告

- 規則 26 出願の公告
- 規則 27 写真及び作品等(削除)
- 規則 28 シリーズ商標の公告(削除)

第6節 登録への異議申立

- 規則 29 異議申立書
- 規則 30 異議申立書の内容
- 規則 31 答弁書
- 規則 32 異議申立の裏付けとなる証拠
- 規則 33 出願の裏付けとなる証拠
- 規則 34 異議申立人の反論における証拠
- 規則 35 更なる証拠
- 規則 36 証拠書類
- 規則 36A 事前審理
- 規則 37 異議申立の聴聞
- 規則 38 異議申立手続における登録官の決定
- 規則 39 異議申立手続における期間の延長
- 規則 40 争がなかった場合の費用

第7節 登録

- 規則 41 登録証

第III部 登録簿

- 規則 42 登録商標の細目の登録簿への記入
- 規則 43 権利の部分放棄又は制限を条件とする登録
- 規則 44 登録簿における名称又は住所の変更の申請
- 規則 45 登録前の出願人の死亡
- 規則 46 登録簿からの事項の抹消
- 規則 47 有効性の証明書
- 規則 48 登録簿の抄本

第IV部 商標登録の更新

- 規則 49 登録の更新
- 規則 50 更新の通知
- 規則 50A 不適合の通知
- 規則 51 登録簿からの商標の抹消

規則 52 更新の遅延

規則 53 登録の回復

第 V 部 登録可能な取引

規則 54 登録可能な取引の細目の登録簿への記入

規則 55 取引の登録又は通知の申請

第 VI 部 登録商標の変更

規則 56 登録商標を変更する申請

第 VII 部 取消，無効，修正及び放棄取消

規則 57 取消，無効の宣言及び修正の申請

規則 58 答弁書

規則 59 更なる手続

規則 60 第三者による参加

規則 61 登録商標の放棄申請

第 VIII 部 団体標章及び証明標章

規則 62 団体標章及び証明標章に対する規則の適用

規則 63 規約の提出

規則 64 補正した規約の提出

規則 65 登録に対する異議申立

規則 66 規約の補正

規則 66A 規約の補正に対する異議申立

第 IX 部 証拠及び手続

規則 67 影響を受ける当事者が聴聞を受ける権利

規則 68 登録官の聴聞は公開すること

規則 69 登録官の手続における証拠

規則 70 法定宣言書

規則 71 宣言を執行する官吏の印章の届出

第 X 部 費用

規則 72 費用の申請

規則 73 費用の算定

規則 74 算定手続

規則 75 費用の額

規則 76 証明書

第 XI 部 期間の延長と出願，権利及び事項の回復

規則 77 期間の延長請求

- 規則 77A 登録局で雇用されている者の行為を原因とする時間の不遵守
- 規則 77B 出願, 権利又は事項の回復
- 規則 78 証拠提出のための期間の開始日の変更

第 XIA 部 電子オンラインシステム

- 78A 電子オンラインシステムの構築
- 78B アカウント名の登録
- 78C 識別名及び認証コード
- 78D 登録官に対する変更事項通知義務
- 78E セキュリティー対策
- 78F 電子オンラインシステム利用者の義務
- 78G アカウント名の登録取消
- 78H 署名, 宣誓すべき書類

第 XII 部 就業時間及び非就業日

- 規則 79 就業時間と非就業日
- 規則 80 非就業日
- 規則 80A 郵便業務の中断等による期間延長

第 XIII 部 雑則

- 規則 81 登録官による一般証明書
- 規則 81A 事案管理会議
- 規則 81B 書類, 情報又は証拠の作成
- 規則 82 上訴
- 規則 83 不備
- 規則 84 公的機関により変更された住所(削除)
- 規則 85 裁判所への申請
- 規則 86 裁判所命令
- 規則 86A 商標公報

第 XIV 部 経過規定

- 規則 87 係属中の登録出願
- 規則 88 商標法附則 3 の 11. に基づく通知(削除)
- 規則 89 留保事項

附則 1 (規則 3) 手数料

附則 2 様式(省略)

附則 3 (規則 19) 商品及びサービスの分類

附則 4 （規則 75） 費用の額

第I部 序

規則1 引用

本規則は、「商標規則」として引用することができる。

規則2 定義

(1)本規則において、文脈上他に要求されない限り、

「アカウント所有者」とは、規則78B条に基づき登録官によりアカウント名を登録された者をいう。

「認証コード」とは、登録官によりアカウント所有者に割当て又は認可されるID又は識別コード、パスワード或いは他の認証方法若しくは手続きをいう。

「電子オンラインシステム」とは、規則78A条に基づき構築された電子オンラインシステムをいう。

「フォリオ」とは100語をいい、各数字は1語として計算する。

「識別名」とは、規則第78C条に基づき登録官によりアカウント所有者に割り当てられた識別名をいう。

「明細」とは、

(a)商標、又は

(b)登録商標若しくは商標登録出願に関する取引、

が登録されているか、登録されようとしている商品又はサービスの明細をいう。

「商標公報」とは、規則86Aに基づきその名称で刊行されている定期刊行物をいう。

(2)「月」という語は、登録官の発する決定、指示又はその他の書類において用いられるときは、文脈上他に要求されない限り、暦月をいう。

(3)何らかの行為を行うために本規則又は決定、指示若しくはその他の書類が定める期間は、

(4)、(5)及び(6)に従って計算する。

(4)その行為を指定日からの指定期間内又は指定日の後に行うことを要する場合は、その指定期間は指定日の直後に開始する。

(5)その行為を指定日の前の指定期間内又はそれより短い期間に行うことを要する場合は、その期間は指定日の直前に終了する。

(6)その行為を指定日の前又は後の指定された正味日数の間に行うことを要する場合は、少なくともその日数が行為の行われる日と指定日の間に入らなければならない。

規則3 手数料

(1)附則1に定める手数料は、当該附則に定める事項に関して、登録官に納付すべきものとする。

(2)附則1に定める手数料は、当該事項の提出時に納付すべきものとする。

規則3A 書類の提出

(1)登録官は、登録局に提出される書類が「商標法」又は「商標規則」に従っていない場合、受取又は処理を拒絶することができる。

(2)登録局に提出する書類はすべて次のとおりとする。

- (a) 言語は英語を使用する，又は
- (b) 英語でない書類の場合には，書類の英語翻訳を添付する。
- (3) 電子オンラインシステムを通じず書類を登録局に提出する場合は次のとおりとする。
 - (a) 丈夫な用紙を用いて提出するとともに，
 - (b) 判読しやすく変色のない方法で記載する。
- (4) 登録官は，(2)又は(3)に合致しない書類の受取を拒絶する場合，事情により，出願人に書面通知を発行し，書類が(2)又は(3)に合致しない事情を説明すべきものとする。
- (5) 登録局に提出する書類が複写である場合，登録官は次のことができる。
 - (a) 当該書類を受取又は処理するかどうかを決めること，及び
 - (b) 原本を登録局に提出するよう要求すること。
- (6) 登録官は，電子オンラインシステムを通じて提出された書類についてハードコピーの提出を求めることができる。

規則 4 様式

- (1) 登録官は，商標公報に次の内容を公告するものとする。
 - (a) 商標の登録又はその他本法律に基づき登録官の審査手続きに関し目的に応じて使用すべき様式
 - (b) 様式の使用に関する登録官の指示，及び
 - (c) 当該様式又は指示に対するすべての改正又は変更。
- (2) 何れの様式も，下記の状況のため，登録官の指示に基づき変更することができる。
 - (a) 意図された場合以外の使用の場合，
 - (b) 電子オンラインシステムによって取引を実施する場合。
- (3) 登録官は，目的を問わず様式が公告され，登録局に何れかの様式に代えて他の様式で提出される書類は，下記の状況で，受理することができる。
 - (a) 規則 3A(2)及び様式使用に関する登録官の各指示に合致し，及び
 - (b) 登録官が受理できる様式である。
- (4) 本規則にいう番号付様式は，次に相応する番号に関連する様式の現行版として解釈される。
 - (a) 附則 2 に定めるもの，及び
 - (b) 商標公報に公告されるもの。

規則 5 書類のサイズ

登録官が与える指示に従うことを条件として，登録官に引き渡す，送付する，提出する又は送達することを商標法又は本規則により要求され又は許可されるすべての様式，通知書及びその他の書類は，電子オンラインシステムを利用しない場合には，A4 サイズの用紙を使用し，引渡し，送付し，提出し又は送達する。

規則 6 書類への署名

- (1) パートナーシップのために又はこれを代表して署名する書類には，パートナー全員の名称を完全に記載し，次の者が署名する。
 - (a) すべてのパートナー
 - (b) パートナーシップを代表して署名すると述べるパートナー，又は

(c) パートナーシップを代表してその書類に署名する権限があると登録官を納得させるその他の者

(2) 法人のために又はこれを代表して署名する書類には、その法人の取締役、秘書役若しくはその他の筆頭役員、又はその法人を代表してその書類に署名する権限があると登録官を納得させるその他の者が署名する。

(3) 法人化されていない団体又は社団が又はこれを代表して署名する書類には、かく署名する資格があると登録官が認める者が署名することができる。

(4) 本条規則の適用上、「書類」とは、商標法又は本規則に基づく何らかの事項に関して登録官に与える、送付する、提出する又は送達すべき書類をいう。

規則 7 書類の送達

(1) 登録官に対して書類を引き渡す、送付する、提出する又は送達することを商標法又は本規則により許可され又は要求される場合は、その引渡し、送付、提出又は送達は次によって登録官又は登録局に対し実施させることができる。

(a) 郵便で書類を送付する、

(b) 書類の引き渡し、送付、提出又は送達のための手数料を登録官又は登録局に支払わない場合は、ファックスで書類を送付する、又は

(c) 電子通信を通じて、電子オンラインシステムを利用して書類の電子版を提出する。

(2) 商標法又は本規則に基づき登録官又は登録局以外の者に書類を引き渡し、送付する又は送達することを授権され、又は要求される場合は、郵便にてその者に引渡し、送付又は送達することができる。

(3) 商標法又は本規則に基づき登録官または登録局により何れの者に通知又は書類を引き渡し、送付又は送達することを授権し、又は要求される場合は、登録官又は登録局は、次によりその者に引き渡し、送付、又は送達することができる。

(a) 郵便で通知又はその他の書類を送付する。

(b) ファックスで通知又はその他の書類を送信する。又は、

(c) 電子通信。電子オンラインシステムで通知又はその他の書類の電子版を送信する。

(4) (2) 又は (3) にいう通知又はその他の書類が郵便で送付される場合、相反の証明がなされるまで、通知又はその他の書類の引渡し、送付又は送達は(場合に応じ)、通知又は書類が通常の郵送業務で配達される時間に行われたものとみなす。

(5) (2) 又は (3) にいう目的上、通知又はその他の書類は、それらが規則 9 又は規則 10 にいう当事者の送達住所に送付される場合に料金前払い郵便で当事者に送付される。

(6) 何れの者も、(1) にいうファックスで書類を提出しようとする場合は次のとおりとする。

(a) 登録官又は登録局が受取った書類の一部又は全部が判読し難い、又は書類の何れかの部分が登録官又は登録局に受取られなかった場合は、書類は提出されなかったものとする。かつ

(b) 書類の可読性及び完全性に関する挙証責任は送付側にある。

(6A) 規則 9 に基づいて提出した送達住所があっても、登録官又は登録局が引渡す、送付する、又は送達すべき通知又はその他の書類が(3) (c) の電子オンラインシステムを通じて電子通信方式で当事者に送付された場合は、通知又は書類は正式に当事者に引き渡された、送付された、送達されたこととする。

(6B) 電子オンラインシステムを通じて電信通信方式で行う当事者に対する商標法又は本規則

にいう通知又はその他の書類の送達は、当事者が規則 78B に基づきアカウント所有者として登録されている場合に限って行うことができる。

(7) (1) (b) は、次の事項に適用しないものとする。

(a) 規則 29(3) 条に基づく異議申立の提出期限延長要求の提出

(b) 規則 32(1) 条, 33(1) 条又は 34(1) 条に基づく法定宣言の提出

(8) 本規則は裁判所の手続きで送達される通知又は書類には適用しない。

規則 8 住所の提出

(1) ある者が登録官に住所を提出することを商標法又は本規則により要求される場合は、提出する住所は、住所を提出した者の事業所の場所が何人も容易に見付けられるようにするために、できる限り完全なものとする。

(2) 登録官は、その住所に街路名、建物の街区番号、敷地建物の番号又はもしあれば敷地建物の名称及び郵便番号を記載するよう求めることができる。

規則 9 書類送達のための住所

(1) 登録官に対する手続の適用上、シンガポールにおける書類送達のための住所は、次の者が又はその代理で(2)又は(5)に基づき提出する。

(a) すべての商標登録出願人

(b) 商標登録出願に異議申立するすべての者

(c) 商標法第 22 条に基づく商標登録の取消、商標法第 23 条に基づく商標登録の無効の宣言、又は商標法第 67 条に基づく登録簿の更正を登録官に申請するすべての申請人

(d) 規則 60 に基づき参加の許可を付与されたすべての者

(e) 商標登録の取消、登録の無効の宣言又は登記簿の修正を求める登録官への申請の対象である登録商標のすべての所有者、及び

(f) 登録官に対する手続の他のすべての当事者

(2) 手続に関する事項につき、本規則に基づいて様式を提出することを要求される場合で、その様式が書類送達のための住所の提出を求める場合は、書類送達のための住所をその様式にて提出する。

(3) (2) に基づく書類送達のための住所の提出は、様式を提出する事項についてのみ、有効とする。

(4) (3) に拘らず、

(a) 書類送達のための住所を様式 TM4、又は TM22 にて提出する場合は、書類送達のための住所の提出は、その様式を提出した商標に関するすべての手続の目的で有効とする。並びに

(b) 書類送達のための住所を様式 TM11、TM28 又は TM29、にて提出する場合は、書類送達のための住所の提出は、その様式を提出した商標に関するすべての手続及び第 X 部に基づく関連の手続の目的で有効とする。

(c) 送達住所は様式 TM19 又は TM24 にて提出する場合、送達住所の提出は、その様式を提出する商標についてすべての更新の出願又は手続きの目的上有効である。

(5) (2) 又は(4) が適用されない場合は、書類送達のための住所は、様式 TM1 にて提出する。

(6) 書類送達のための住所が(1)で求めるように提出されない場合は、登録官は、問題の者に対し、通知日から 2 月以内に書類送達のための住所を提出するよう通知することができ、そ

の者がそうしなかった場合は、

(a) (1) (a)又は(c)にいう出願(申請)人の場合は、出願(申請)は取り下げられたものとして扱われる。

(b) (1) (b)又は(d)にいう者の場合は、その者は問題の書類を取り下げたものとみなされる。及び

(c) (1) (e)にいう所有者又は(1) (f)にいう当事者の場合は、その者が問題の書類へ参加することは許可されない。

(7) 登録官に書類送達のための住所の変更を求める申請は、様式 TM1 にて行う。

(7A) (S370/2004 により削除)

(8) ある者の書類送達のための住所宛に送付又は送達したものは何れも、その者に対して正当に送付又は送達されたものとみなす。

(9) (1) 若しくは(7)又は規則 44 に基づき別段の趣旨の提出がなされたならばこれに従うことを条件として、登録官は、

(a) 商標登録出願人の書類送達のための住所を、その商標の登録時の所有者の住所として扱うことができる。及び

(b) ある者のシンガポールにおける取引又は事業上の住所を、その書類送達のための住所として扱うことができる。

規則 10 代理人

(1) 登録官は、ある者が別の者の代理で代理人として行為することを授権されている商標法又は本規則に基づく事項を処理するときは、代理人又はその本人の署名又は出頭を求めることができる。

(2) 登録官は、代理人に対して書面通知を送付することにより、代理人権限の証拠を呈示するよう求めることができる。

(3) 登録官に対する書類の当事者となった者が初めて代理人を指名する場合又はある代理人を別の代理人に置き換える場合は、新たに指名された代理人は、その本人の書類送達のための住所として、シンガポールにおける住所を登録官に提出する。

(4) 規則 9(2)から(5)まで及び(7)は、必要な修正を加えて、(3)に基づく代理人によるその書類送達のための氏名と住所の提出に関して適用される。

(4A) 代理人の送達氏名又は住所に変更があった後も代理人が同一法人である場合、代理人は、本法に基づき指定された事項に関し送達氏名又は住所或いはその両方の変更について1つの様式 TM1 で提出することができる。

(5) 商標登録に関連して商標法により要求若しくは許可される行為、又は登録商標に関する書類は、(3)にいう新たに指名された代理人が同項に応じるまで、又は、代理人の送達氏名又は住所若しくはその両方が変更された場合は当該変更に関して様式 TM1 をその代理人が提出するまで、その代理人により又はその代理人に対して行うことができない。

第II部 商標の登録

第1節 商標の登録可能性

規則11 大統領の表示

登録官は、大統領の表示又は外見上の模倣で構成される又はそれを含む商標の登録を拒絶する。

規則12 シンガポールの紋章、大統領の紋章、王室の紋章等

登録官は、次のもので構成される又は次のものを含む商標の登録を拒絶する。

- (a) シンガポール共和国の紋章、大統領の紋章、王室若しくは陛下の紋章、頂飾、徽章若しくは記章、又は前記の何れかと誤認の虞があるほど酷似している図形の表示
- (b) 王室若しくは陛下の王冠、又はシンガポール共和国の旗章、又は王室若しくは陛下の旗章の表示
- (c) 「王室の」、「陛下の」、「大統領の」若しくは「シンガポール政府」の語、又は出願人が王室、陛下、大統領、若しくはシンガポール政府の愛顧若しくは認容を得たことがあるか若しくは最近得ていると人々に思わせるような方法で使用される語、文字若しくは図形で、そのような事情があるか否かは問わない。
- (d) 「赤十字」若しくは「ジュネーブ十字」の語、ジュネーブ十字若しくは赤十字の表示、スイス連邦国旗の赤地に白若しくは赤地に銀の十字の表示、又は前記の何れかと類似する表示、又は
- (e) 「アンザック (ANZAC)」という語

ただし、同意を与える権利を有する者又は当局の登録及び使用に対する同意が得られていると登録官が認める場合はその限りでない。

規則13 紋章等で構成される標章の登録

(1) 何れかの国、居住地、市、自治都市、町、地方、会、法人、政府組織、法定の委員会、協会又は人物の名称、頭文字、徽章、記章、階級章、装飾、旗章又は図形の表示が登録出願の対象である商標に表れる場合は、登録官は、その標章の登録を進める前に出願人に対し、同意を与える権限があると登録官が認める官吏又はその他の者による当該事項の登録及び使用に対する同意を登録官に提出するよう求めることができる。

(2) 登録官が定める期間内に当該同意が提出されない場合は、登録官は、その標章の登録を拒絶する。

規則14 現存者又は最近の死亡者

(1) ある者の名称又は表示が登録出願の対象である商標に表れる場合は、登録官は、その標章の登録を進める前に出願人に対し、その者又は最近死亡した者の場合はその者の法定代理人の同意を登録官に提出するよう求めることができる。

(2) 登録官が定める期間内に(1)にいう同意が提出されず、かつ、出願人が同意を得ることがその状況において不可能又は非現実的であることを登録官に納得させない場合は、登録官は、その標章の登録を拒絶する。

第2節 登録出願

規則15 登録出願

- (1) 商標の登録出願は、様式 TM4 により行う(この部では願書という)。
- (2) 三次元の形状の商標としての登録出願は、願書にその旨の説明が含まれない限り、そのようには扱われない。
- (3) 色を商標として主張する場合は、願書にその旨の説明が含まれない限り、そのようには扱われない。

規則16 商標の表示

- (1) 出願人は、願書の指定されたスペースに、明瞭かつ色褪せしないように商標を表示する。
- (2) 表示がスペースの大きさを超える場合は、願書に添付する別紙上に表示する。
- (3) 連続商標の登録出願の場合は、一連の各商標を願書に表示する。
- (4) (5)を条件として三次元商標の登録を出願する場合、商標の表示は出願人の任意により、商標の単一面で、又はいくつかの異なる面から構成することができる。
- (5) 出願者が商標について単一面で又はいくつかの異なる面から構成する三次元の商標を表示して提出し、登録官がその表示は商標の詳細な特徴を十分に表わしていない、又は商標のすべての特徴を適切に審査することができないと合理的な判断を下した場合、登録官は、書面で通知し、登録官が通知に定める期間内に次の一方又は両方を提出するよう出願人に要求することができる。
 - (a) 商標の異なる6つの面までで構成する別の表示
 - (b) 言語で表現する商標の詳細
- (6) 登録官が商標の表示に納得しない場合は、その出願の処理を進める前に、自己の納得する別の表示を提出するよういつでも求めることができ、出願人は、様式 TM27 を登録官に提出することによってその表示を置き換える。

規則17 登録出願の分割

- (1) 本規則の条項を満たす条件の下で、2007年7月2日以降に提出した商標登録出願(本規則にいう親出願)に関して、親出願以降から商標登録前までの何れかの時においても、出願人が様式 TM8 にて提出した申請により、親出願を2つ以上の独立登録商標出願に分割することができる。
- (2) 親出願が2つ以上の商品又はサービスについて行われた場合、(1)に基づき、親出願を2つ以上の独立出願に分割する請求を行うことができる。各出願は、次に関するものとする。
 - (a) 親出願に係る商品又はサービスの類別である1類又は複数類の商品又はサービス、若しくは
 - (b) 親出願に係る1類又は複数類の商品又はサービスに含まれる1つ又は複数の商品又はサービス。
- (3) 出願人は、(1)に基づき請求を行う場合、各独立出願及び独立出願に係る商品又はサービスについて、請求には規則第19条に定める独立出願に係る商品又はサービスに関する詳細書を含むべきものとする。
- (4) 親出願を2つ以上の独立出願に分割する場合は次のとおりとする。

- (a) 各独立出願は親出願と同一の日付を有すること、
- (b) 親出願の対象に含まれる商標登録に対する異議申立はすべて、
 - (i) 異議申立が親出願における一部(全部ではない)の商品又はサービスに限定されたものである場合、異議申立に係わる商品又はサービスに関して行われた独立出願に対してのみ行われたとすること、又は
 - (ii) (i)を前提として、独立出願のすべてに関して行われたとして取扱い、異議申立手続は、異議申立がそのように行われたものとして継続すること。また、
- (c) 商標法第 41 条(3)に基づき、登録官に行う申立は、
 - (i) 申立が親出願における一部(全部ではない)の商品又はサービスに限定されたものである場合、申立に係わる商品又はサービスに関して行われた独立出願に対してのみ行われたとすること、又は
 - (ii) (i)以外、独立出願のすべてに関して行われたものとみなすこと。

規則 18 優先権の主張

- (1) 商標法第 10 条に基づく締約国において、又は商標法第 10 条に定める規定に対応する規定が商標法第 11 条に基づき定められた別の国又は領土において提出された商標登録出願を理由に優先権が主張された場合は、当該主張の細目は、願書提出時に願書に含めるものとする。
- (2) (1)における詳細内容は次の内容を含むものとする。
 - (a) 下記における国又は領土、
 - (i) 先行出願が提出されたところ、又は
 - (ii) 複数の先行出願の場合は、各先行出願が提出されたところ、
 - (b) 下記の日付
 - (i) 先行出願が提出されたとき、又は
 - (ii) 複数の先行出願の場合は、各先行出願が提出されたとき、
 - (c) 先行出願において登録を求められた一つ又は複数(全部ではない)の商品又はサービスに対して優先権を主張する場合は、優先権を主張する商品又はサービス、及び
 - (d) 複数の先行出願にわたって優先権を主張する場合は、各先行出願で優先権を主張する商品又はサービス。
- (3) 登録官は、何時でも出願人に対し、関連国又は領土の登録局またはその他の所轄当局が登録官の満足のいくように認証・実証する下記に関する証明書の提出を求めることができる。
 - (a) 先行出願の提出日
 - (b) 国家又は領土、若しくは登録局又は所轄当局
 - (c) 商標の表示、及び
 - (d) 先行出願に含まれる商品またはサービス
- (4) (3)にいう証明書が英語でない場合、証明書に登録官が満足のいくように認証又は立証する証明書内容の英語翻訳を添付すること。

規則 19 明細

- (1) 商標登録の目的で、商品及びサービスを附則 3 に従って分類する。
- (2) 各出願は、出願に係る各商品又はサービスの類に関し以下を含むこと。
 - (a) 附則 3 に定める類別番号、及び

(b) 商品又はサービスの明細

(i) 明細は類別にふさわしいものであること。

(ii) 明細は次のような方法で記載すること。

(A) 商品又はサービスの性質を明確に表示すること。

(B) 商品又はサービスを附則 3 に基づき分類できること、及び

(iii) 登録官のその他の要求を満たすものであること。

(3) 出願は附則 3 の 1 より多い類の商品又はサービスについて行うことができ、そのような場合は、明細には連続番号で類を記載し、類ごとに出願が関連する商品又はサービスを表示する。

(4) 1 の類に含まれるすべての商品若しくはサービス又は多種類の商品若しくはサービスについての登録出願の場合は、登録官は、その出願人がなしたか又は登録されたならばなすことを意図する商標の使用によってその明細が正当化されることに自己が納得しない限り、登録の認容を拒絶することができる。

規則 20 翻訳及び音訳

(1) 商標がローマ字以外の文字又は英語以外の言語の語を含む又はこれで構成される場合は、登録官が別段の指示をしない限り、願書に次を裏書きする。

(a) 登録官が納得するような各語または全体の英語翻訳、または必要な場合は音訳、

(b) 各語が属する言語

(2) 登録官は随時、登録官の納得するように証明又は立証された翻訳又は音訳の謄本を登録官に提出するよう求めることができる。

規則 21 出願の不備

(1) 登録出願が商標法第 5 条(2)又は(3)の要件を満たさない場合、登録官は、この旨の通知を出願人に送付して、不備を是正させる。

(2) 登録官が(1)に基づき通知を出願人に発送した場合は、出願人は、通知日から 2 ヶ月以内に通知に記載されたすべての不備を補正すべきものとする。

(3) 次の場合を除き、商標法第 5 条(4)に従って商標登録出願が行われたものとして扱ってはならない。

(a) 商標法第 5 条(2)に定めるすべての要件を満たした場合、及び

(b) 商標法第 5 条(3)に定める納付すべきすべての費用は、

(i) 納付済みである、又は

(ii) 登録官が納付済みとみなす。

(4) (1)を前提として、登録出願が本規則第 15 条(1)又は第 19 条(2)(a)を満たしていない場合、登録官は出願人に通知を送付して不備を是正するよう要求する。

(5) 出願人が通知日から 2 月以内に(4)に基づき通知に記載するすべての不備を是正しない場合、出願は取下げられたものとみなす。

第3節 出願の補正

規則 22 出願の補正

- (1) 登録出願の補正申請は次によって行うものとする。
 - (a) 申請が出願人の氏名又はその他の詳細の修正或いは変更を行うもので、その変更が商標の表示に影響を与えない場合は様式 TM26 によること。
 - (b) (a) が適用されず下記に関する補正の場合は様式 TM27A によること。
 - (i) 登録出願に関わる商品又はサービスの類別番号若しくは明細，又は
 - (ii) 登録出願の優先権に対する主張の詳細事項，又は
 - (c) (a) 又は(b)が適用されない場合は様式 TM27B によること。
- (2) S161/2007 により削除
- (3) S370/2004 により削除
- (3A) S852/2005 により削除
- (4) S161/2007 により削除
- (5) 登録出願の補正申請を処理する前に、登録官は、出願人に対し、登録官が相当とみなす証明を提供するよう求めることができる。

規則 23 公告後の出願補正

- (1) 既に公告された登録出願の補正を求める申請を行う場合、かつ、補正が商標又は登録出願の対象となる商品又はサービスの表示に影響を与える場合は、補正又は補正の効果の陳述も公告する。
- (2) 補正に対して異議申立を提出する者は、(1)にいう補正又は陳述の公告日から2月以内に様式 TM11 にて登録官に異議申立を提出しなければならない。
- (3) 異議申立にはその者が補正に反対する理由の陳述を記載し、これに補正が如何に商標法第14条(3)の内容に抵触するかを含むこと。
- (4) 本規則 29条(2)～(8)、及び第31条～第40条は、必要な修正を加えた上で、異議申立に起因するすべての手続きに適用する。
- (5) (4)にいう規則適用上、次のとおりとする。
 - (a) 登録出願への言及は(1)にいう補正申請への言及と解すること。
 - (b) 登録出願の公告日への言及は(1)にいう補正又は陳述の公告日への言及と解すること。
 - (c) 異議申立への言及は(2)及び(3)にいう異議申立への言及と解すること。また
 - (d) 異議申立人への言及は(1)及び(3)にいう者への言及と解すること。

第4節 登録出願の審査

規則 24 審査報告書及び出願人の応答

(1) 登録出願の審査の過程で、登録要件を満たしていない、または要件を満たすため、関係情報または証拠を追加する必要があると登録官が認める場合は、登録官は、この旨の書面通知を出願人に与える。

(2) 登録官の書面通知日から4月以内に、出願人が次の(a)～(d)を行わなかった場合は、

(a) 書面による意見陳述

(b) 登録官への聴聞の申請、又は

(c) 出願の補正申請、又は

(d) 補足又はその他の情報若しくは証拠の提供、

出願を取下げたものとみなす。

(2A) 出願人が(2)(a)、(b)、(c)、(d)にいう行為をなすために期限の延長を希望する場合は、次の期間の満了前に、様式 TM49 により登録官に対し延長請求を提出する。

(a) 4ヶ月の期間、又は

(b) 登録官が予め許可した延長期間、

のうち、遅い方の期間

(3) 出願人が意見陳述のために聴聞を請求する場合は、登録官は、出願人の主張を聴聞する日について出願人に通知する。

(4) 聴聞の目的で、出願人は登録官に対し、聴聞日の少なくとも14日前に、書面による具申及び典拠の束を提出する。

(5) 聴聞中又は書面でなされた出願人の意見陳述に関する登録官の決定は、書面により又は登録官が適当とみなすその他の方法で、出願人に伝達する。

(6) 出願人が登録官の査定不服審判を希望する場合は、

(a) 出願人は、決定日から1月以内に、様式 TM7 により登録官にその決定の理由を述べるよう請求することができる。また、

(b) 登録官は、請求日から2月以内に決定理由を出願人に送付する。

(7) s370/2004 により削除(8) 登録官の決定理由が出願人に送付された日を、上訴の目的で登録官が決定した日とみなす。

規則 25 出願の認容

s491/2000 により削除

第5節 公告

規則 26 出願の公告

(1) 登録が認容された出願は、登録官が指示する期間内に指示する態様で、商標公報に公告する。

(2) 出願人が、提案される登録について別の商標の所有者又は登録出願人の書面による同意を提出した後でのみ登録官が手続を進める出願の場合は、「同意による」という語及び当該別の標章の番号をその公告に掲載する。

(3) 連続商標の登録出願の場合は、登録官は、適切と認めれば出願の公告と共に、それぞれの商標が互いに異なる態様についての陳述を公告することができる。

規則 27 写真及び作品等

s491/2000 により削除

規則 28 シリーズ商標の公告

s491/2000 により削除

第6節 登録への異議申立

規則 29 異議申立書

(1) 人(本節において異議申立人という)は、登録出願の公告日から2月以内に、登録に対する異議申立書(本節において異議申立書という)を様式 TM11 により登録官に提出することができる。

(2) 異議申立人は、異議申立書を登録官に提出すると同時に、出願人に対してその副本を送達する。

(3) 異議申立書を提出する期間の延長を求める請求は、当該登録出願の公告日から2月以内に登録官に様式 TM48 を提出して行う。

(4) 異議申立書の提出のために登録官が許可する延長期間の合計は、当該登録出願の公告日から4月を超えないものとする。

(5) 期間延長請求を行う前に、延長を求める者は、出願人及び延長の影響を受ける虞のある他のすべての者に通知を送達するものとし、通知には次を含める。

(a) 延長請求するその者の意思、請求する延長及び延長理由の陳述、並びに

(b) 出願人又はその他の者の延長に対する同意の請求

(6) 延長請求は、(5)にいう通知の副本及び与えられたならば同意書によって裏付けとする。

(7) 登録官は、次の場合は延長の付与を拒絶することができる。

(a) 請求人が延長の適切かつ十分な理由を示さなかった場合、又は

(b) その者が、(5)にいう通知が出願人及び延長の影響を受ける虞のあるすべての者に送達されたことを登録官が納得するように示さなかった場合

(8) (5)にいう通知が送達された者が、通知日から2週以内に、延長に対する自己の同意を与えることをしなかった又は拒否した場合は、

(a) 登録官は、延長の適切かつ十分な理由が示されたことに納得すれば延長を付与することができ、また、

(b) 登録官は、規則 67 に従って聴聞を開くことなく、そうすることができる。

規則 30 異議申立書の内容

(1) 異議申立書には、異議申立人が登録に異議申立する理由の陳述を含める。

(2) 標章が先の商標と同一である又は類似しているという理由で登録に異議申立する場合は、

(a) 先の商標の表示、

(b) 登録されていれば先の商標の登録番号、登録出願中の場合は先の商標の登録出願に対して登録官が付与した番号、並びに

(c) 商標が登録されている若しくは登録を求めている、又は標章が登録もされず登録出願中でもない場合は、当該標章が使用されている商品又はサービスの類の番号及び明細を、その標章が先の商標と同一である又は類似しているか否かを決定する目的で、申立書に含める。

(3) 標章がシンガポールで周知である先の商標と同一である又は類似しているという理由で登録に異議申立する場合は、申立書には、当該商標がシンガポールで周知であるか否かを決定する目的で、(2)にいう情報に加えて次の情報を含める。

(a) 先の商標の使用に関する情報、及び

(b) 先の商標について企画された宣伝資料に関する情報

規則 31 答弁書

(1) 異議申立人からの異議申立書の副本の受領から 2 月以内に、出願人は登録官に対し、次を記載した様式 TM12 による答弁書(本節において答弁書という)を提出する。

(a) 自己の出願の裏付けとして依拠する理由、及び

(b) もしあれば、異議申立書で主張される自己が認める事実

(2) 出願人は、答弁書を登録官に提出すると同時に、異議申立人に答弁書の副本を送達する。

(3) 出願人が(1)又は(2)に従わない場合は、自己の出願を取り下げたとみなされる。

(4) 答弁書を提出する期間の延長請求は、異議申立人からの異議申立書の受領日から 2 月以内に、出願人が登録官に書面で行う。

(5) 答弁書の提出のために登録官が許可する延長期間の合計は、出願人が異議申立書を受領した日から 4 月を超えないものとする。

(6) 期間延長請求を行う前に、出願人は、異議申立人及び延長の影響を受ける虞のある他のすべての者に通知を送達するものとし、通知には次を含める。

(a) 延長請求する出願人の意思、請求する延長及び延長理由の陳述、並びに

(b) 異議申立人又はその他の者の延長に対する同意の請求

(7) 延長請求は、(6)にいう通知の副本及び与えられたならば同意書によって裏付けとする。

(8) 登録官は、次の場合は、延長の付与を拒絶することができる。

(a) 出願人が延長の適切かつ十分な理由を示さなかった場合、又は

(b) 出願人が、(6)にいう通知が異議申立人及び延長の影響を受ける虞のあるすべての者に送達されたことを登録官が納得するように示さなかった場合

(9) (6)にいう通知を送達された者が、通知日から 2 週以内に、延長に対する自己の同意を与えることをしなかった又は拒否した場合は、

(a) 登録官は、延長の適切かつ十分な理由が示されたことに納得すれば延長を付与することができ、

(b) また、登録官は、規則 67 に従って聴聞を開かずに、そうすることができる。

規則 32 異議申立の裏付けとなる証拠

(1) 出願人から答弁書を受領した日から 2 月以内に、異議申立人は自己の異議申立の裏付けとする証拠を陳述する法定宣言書を登録官に提出する。

(2) 異議申立人は、登録官に法定宣言書を提出する場合は、その法定宣言書の謄本を出願人に送付する。

(3) 異議申立人が(1)又は(2)の規定を満たさない場合は、その異議申立が取下げられたものとみなす。

(4) (6)を条件として、異議申立人による法定宣言書提出期限延長の請求は、出願人の答弁書が受理された日から 2 月以内に登録官に対して行うものとする。

(5) 登録官が(4)に基づく請求に従って異議申立人の法定宣言書提出期間を認めることのできる延長期間は、異議申立人が出願人の答弁書を受領した日から 6 月を超えないものとする。

(6) 異議申立認による法定宣言書の提出期間再延長の請求は、本規則に基づき登録官が許可した最終延長期間満了前に、登録官に様式 TM50 を提出することにより行われなければならない。

(7) (4) 又は(6)に基づき期間の延長請求を行う前に、異議申立人は、出願人及び期間延長により影響を受けるおそれのあるすべての者に通知を送付するものとし、通知には次の内容を含めること。

(a) 延長を請求する異議申立人の意図、延長請求期間、及び延長理由の記載。並びに

(b) 出願人又はその他の者の期間延長に対する同意の要望。

(8) (4) 又は(6)に基づき期間延長の請求は、(7)にいう通知の謄本及び書面同意書(ある場合)を援用すること。

(9) 登録官は、下記の場合、延長の許可を拒絶することができる。

(a) 異議申立人が延長の適切かつ十分な理由を提出できない場合、又は

(b) 異議申立人が(7)にいう通知が出願人及び期間延長により影響を受けるおそれのあるすべての者に送達されたことを登録官が満足できるように示せない場合。

(10) (7)にいう通知の被送達者が通知日から2週以内に延長に対する同意書を与えられない、又は拒絶する場合

(a) 登録官は、延長に対し適切かつ十分な理由が示されたと認める場合は、延長を許可することができる。また

(b) 登録官のかかる行為は、規則第67条に基づく聴聞を必要としない。

規則 33 出願の裏付けとなる証拠

(1) 規則 32 にいう異議申立人の法定宣言書の謄本を受領した日から2月以内に、出願人は、自己の出願の裏付けとして自己が提示したい証拠を陳述する法定宣言書を登録官に提出する。

(2) 出願人が登録官にその法定宣言書を提出する場合は、その法定宣言書の謄本を異議申立人に送付する。

(3) 出願人が(1)又は(2)の要求を満たさない場合は、その出願は取下げられたこととみなされる。

(4) (6)を条件として、出願人による法定宣言書の提出期間延長請求は、出願人が本規則第32条にいう異議申立人の法定宣言書を受領した日から2月以内に書面で登録官に対して行うものとする。

(5) 登録官は、(4)にいう請求に応じて出願人の法定宣言書の提出期間を延長することができる。ただし、延長期間は出願人が異議申立人の法定宣言書を受領した日から6月を越えてはならない。

(6) 出願人による法定宣言書の提出期間再延長請求は、本規則において登録官が許可した最後の延長期間の満了前に様式 TM50 にて登録官に提出する。

(7) (4) 又は(6)にいう延長期間の請求を提出する前に、出願人は、異議申立人及び期間延長により影響を受ける可能性のある各者に通知を送付する。通知には次の内容を含める。

(a) 出願人の延長請求の意志、延長請求期間、及び延長の理由、及び

(b) 期間延長に対する異議申立人又はその他の者の同意の請求。

(8) (4) 又は(6)にいう期間延長の請求は、(7)にいう通知の謄本及び書面同意書(ある場合)により裏付けること。

(9) 下記の場合、登録官は延長の許可を拒絶することができる。

(a) 出願人が延長の適切かつ十分な理由を提出しない場合、又は

(b) 出願人が(7)にいう通知を異議申立人及び期間延長により影響を受ける可能性のある各者

に送付したことを登録官満足できるように示せない場合。

(10) (7)にいう通知の被送付者が通知日から2週以内に、延長に対する同意書を与えない、又は拒絶する場合

(a) 登録官は、延長に対して適切かつ十分な理由が提出されたと認める場合は、延長を許可することができる。又

(b) 登録官のかかる行為は、規則第67条に基づく聴聞を必要としない。

規則 34 異議申立人の反論における証拠

(1) 異議申立人が規則33条にいう出願人の法定宣言書の謄本を受領した日から2か月以内に、異議申立人は反対証拠を記載して法定宣言書を登録官に提出する。

(2) 異議申立人は、登録官に反対証拠を記載して法定宣言書を提出する場合は同時に、その法定宣言書の謄本を出願人に対して送付する。

(3) (1)にいう異議申立人の法定宣言書は、厳密に規則33条にいう出願人の法定宣言書に対する反論事項に限られる。

(4) (6)を条件として、異議申立人による反対証拠を記載する法定宣言書の提出期限延長の請求は、規則第33条にいう出願人の法定宣言書の謄本を受領した日から2か月以内に書面にて登録官に対して行うものとする。

(5) 登録官は、(4)にいう請求に基づき異議申立人の法定宣言書の提出期間の延長を許可することができる。ただし、延長期間は異議申立人が出願人の法定宣言書を受領した日から6か月を越えてはならない。

(6) 異議申立人による反対証拠の法定宣言書の提出期間再延長の請求は、本規則に基づき登録官が許可した最後延長期間の満了前に様式 TM50 にて登録官に提出する。

(7) (4)又は(6)にいう期間延長請求を提出する前に、異議申立人は、出願人及び期間延長により影響を受ける可能性がある各者に通知を送付する。通知には次を含むものとする。

(a) 異議申立人請求の意志、延長請求期間、及び延長の理由、並びに

(b) 期間延長に対する出願人又はその他の者の同意の請求

(8) (4)又は(6)にいう期間延長の請求は(7)にいう通知の謄本及び書面同意書(ある場合)により裏付けること。

(9) 下記の場合、登録官は延長の許可を拒絶することができる。

(a) 異議申立人が延長の適切かつ十分な理由を提出できない場合、又は

(b) 異議申立人が(7)にいう通知が出願人及び期間延長により影響を受ける可能性がある各者に送達されたことを登録官が満足できるように示せない場合

(10) (7)にいう通知の被送達者が通知日から2週以内に延長に対する同意を与えられない、又は拒絶する場合、

(a) 登録官は、延長に関わる正当かつ確実な理由が既に提出されたと認める場合は、延長を許可することができ、また

(b) 登録官は、かかる行為は規則第67条に基づく聴聞を必要としない。

規則 35 更なる証拠

何れの当事者も、更なる証拠を提出することができないが、ただし、登録官に対する手続において、登録官は、自己が適当と認める場合は、一方の当事者に対し、費用その他に關し適

切と考える条件を付して、更なる証拠を提出する許可をいつでも与えることができる。

規則 36 証拠書類

(1) 異議申立において提出された証拠に対する証拠書類がある場合は、自己の論拠の裏付けとして当該証拠書類に依拠する当事者は、他方当事者の要求に基づいて、かつ、その者の費用で、それぞれの証拠書類の謄本を他方当事者に送付するものとする。

(2) 当該謄本が都合良く提供されない場合は、原本を閲覧に供するため登録官に提出する。

(3) 原本の証拠書類は、登録官が別段の指示をしない限り、異議申立の聴聞において提出する。

規則 36A 事前審理

(1) 当事者らが証拠の提出を完了した後いつでも、登録官は、当事者らに事前審理に出頭するよう指示することができ、そこにおいて登録官は、手続の正当、便宜かつ経済的な処理に必要又は望ましいとみなす指示を与えることができる。

(2) 事前審理において、登録官は、手続における事案の一部又は全部の和解の可能性を含む事項について検討することができ、当事者らに対し、自己が求める情報を提供するよう求めることができる。

(3) 何れかの当事者が(1)又は(2)に基づき与えられた指示に従わない場合は、登録官は、手続を却下するか、自己が適当とみなす他の命令を下すことができる。

(4) 登録官による指示又は命令は、登録官が適当とみなす条件で保留又は変更することができる。

(5) 事前審理中の何れかの時点で、当事者らが手続における紛争事項の全部又は一部について和解することに同意できる場合は、登録官は、手続に関する自己の決定を下すか、又は和解を実行するために正当とみなす命令を下すことができる。

(6) 一方の当事者が事前審理に出頭しなかった場合は、登録官は、手続を却下するか、登録官が適当とみなす他の命令を下すか、又は事前審理を延期することができる。

(7) 一方の当事者が出頭しないときに登録官が下した命令は、当該当事者の申請により、登録官が適当とみなす条件で、登録官が破棄することができる。

規則 37 異議申立の聴聞

(1) 当事者らが証拠の提出を完了したときは、登録官は、当事者らに当該事件における主張を聴聞する日を通知する。

(2) 当事者らは、聴聞日の少なくとも1月前までに、書面の提出物及び典拠の束を登録官に提出し、同時に互いにそれぞれの書面の提出物及び典拠の束を交換する。

(3) 聴聞に出頭しようとする者は、その聴聞の前に様式 TM13 を登録官に提出する。

(4) 聴聞の前に様式 TM13 を登録官に提出しない当事者は、聴聞を受けることを希望しないものとして扱うことができ、登録官は、その当事者が欠席しても聴聞を進め、又はその聴聞の手続を経ずに自己の決定をし、又はその聴聞手続を却下し、又は自己が適当と認める他の命令を下すことができる。

(5) 様式 TM13 を登録官へ提出した後一方の当事者が聴聞に出頭しない場合は、登録官は、その当事者が欠席しても聴聞を進め、又はその聴聞の手続を経ずに自己の決定をし、又はその聴聞手続を却下し、又は自己が適当と認める他の命令をすることができる。

(6) 聴聞に何れの当事者も出頭しない場合は、その聴聞手続を抹消することができるが、その後登録官の指示に基づき復活することができる。

(7) 何れかの当事者が出頭しない聴聞において登録官が下した決定については、当該当事者の申請に基づき、登録官が適当と認める条件で、登録官が破棄することができる。

(8) (6) 又は(7)に基づく聴聞手続の復活又は決定の破棄を求める本条規則の規定に基づく申請は、聴聞手続の省略又は場合により聴聞後 7 日以内に行うものとする。

規則 38 異議申立手続における登録官の決定

登録官は、自己の決定及びその理由を聴聞の日から 3 月以内に当事者らに通知する。

規則 39 異議申立手続における期間の延長

何れかの当事者に期間の延長が認められた場合は、登録官は、自己が適当と認めるときは、その当事者を聴聞することなく、他の当事者に対しその後の処置をとるのに合理的な期間の延長を認めることができる。

規則 40 争がなかった場合の費用

異議申立に対して出願人が争わなかった場合は、登録官は、費用を異議申立人に裁定すべきか否かを決定するにあたって、当該異議申立の提出の前に出願人に対して異議申立人が合理的な通知をしていれば異議申立手続が避けられたか否かを検討する。

第7節 登録

規則 41 登録証

商標が登録された場合は、登録官は出願人に対し、登録証を発行する。

第III部 登録簿

規則 42 登録商標の細目の登録簿への記入

(1) 各登録商標に関して、次の細目を登録簿へ記入する。

- (a) 登録出願の提出日
- (b) 実際の登録日、すなわち登録簿への記入日
- (c) もしあれば、商標法第 10 条又は第 11 条に基づく優先権の主張に従って付与された優先日
- (d) 所有者の名称及び住所
- (e) 書類送達のための住所
- (f) 規則 43 に基づいて登録官に通知された権利の部分放棄又は制限
- (g) 様式 TM46 により登録官に通知されていた商標に関する覚書若しくは覚書の趣旨の陳述
- (h) 商標が登録された商品又はサービス
- (i) 商標が団体標章又は証明標章である場合は、その事実、並びに
- (j) 商標が先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者の同意を得て登録された場合は、その事実
- (k) 商標が変更出願に従って登録された場合に対応する国際登録番号は、次のとおりとする。
 - (i) マドリッド協定議定書第 3 条(4)にいう国際登録日。又は
 - (ii) シンガポールに対し保護の延長請求を国際出願の後に行った場合は、マドリッド協定議定書の第 3 条(2)にいう請求の登録日。
- (2) 本規則においては次のとおりとする。

移行出願について「対応する国際登録」とは、商標(国際登録)規則(R3)第 24 条(1)にいう国際登録をいう。

「国際登録」は商標(国際登録)規則と同様の意味を有する。

「マドリッド協定議定書」は商標法第 54 条(4)と同様の意味を有する。

「変更出願」とは、商標(国際登録)規則の第 24 条(1)(b)に定める出願をいう。

規則 43 権利の部分放棄又は制限を条件とする登録

商標登録出願人が登録官に送付する書面通知により、又は登録商標の所有者が登録官に提出する様式 TM33 により、

- (a) 商標の一定の要素の排他的使用の権利を放棄する場合、又は
- (b) 登録により付与された権利は、一定の地域的若しくはその他の制限に従うものであることに同意した場合は、

登録官は、該当する記入を登録簿へ行い、当該権利の部分放棄又は制限を公告する。

規則 44 登録簿における名称又は住所の変更の申請

(1) 次の者、すなわち、

- (a) 登録商標の所有者、
- (b) 登録商標の使用権者、又は
- (c) 規則 55 に基づいて登録された登録商標において利害若しくは責任を有する者、

による登録簿に掲載される自己の名称又は住所の変更の申請は、様式 TM26 により登録官に提出する。

(2) S370/2004 により削除

(3) S370/2004 により削除

(4) 規則 9 又は規則 10 に基づく書類送達のための住所を提出した者が様式 TM1 により請求を提出した場合は、登録官は、いつでも登録簿におけるその住所を変更することができる。

規則 45 登録前の出願人の死亡

商標登録出願人が自己の出願日後で商標が登録簿に記入される日前に死亡した場合は、登録官は、

(a) 異議申立書を提出するための規則 29 にいう期間の満了後(当該期間の延長を含む)、又は
(b) 登録に対する異議申立の決定後に、

出願人が死亡したことに納得した上で、死亡した出願人の名称の代わりに、商標を所有している者の名称、住所及びその他の細目を、当該所有が登録官の納得するように証明されるときは、登録簿に記入することができる。

規則 46 登録簿からの事項の抹消

(1) 失効したと登録官が認める事項を登録簿から抹消する前に、登録官は、

(a) 自己が適当とみなす場合は、その事項を抹消するという自己の意思を公告することができ、及び

(b) 抹消により影響を受ける虞があると自己が認める者に対して、当該意思の通知を送付する。

(2) (1) (a) に基づいて当該事項を抹消するという登録官の意思が公告された日から 2 月以内に、何人も様式 TM11 により抹消に対する異議申立書を登録官に提出することができる。

(3) (1) (b) に基づいて当該事項を抹消するという登録官の意思の通知が何人かに送付された日から 2 月以内に、その者は様式 TM11 により抹消に対する異議申立書を登録官に提出することができる。

(4) 抹消に対する異議申立を考慮した後に、当該事項は失効していないことに登録官が納得する場合は、登録官は、その事項を抹消しない。

(5) 登録官の公告又は通知に対して何の応答もなかった場合は、登録官は、その事項を抹消することができる。

(6) 抹消に対する異議申立を考慮した後に、登録事項若しくはその一部が失効したことに登録官が納得する場合は、登録官は、その登録事項若しくは場合によりその一部を抹消することができる。

規則 47 有効性の証明書

(1) 商標法第 102 条に従って、登録商標が有効に登録されていることを裁判所が認証した場合は、登録商標の所有者は様式 TM34 により、当該様式において指定された手続の過程で有効性の証明書が付与された旨の注記を登録簿の記入事項に付加するよう登録官に請求することができる。

(2) 証明書の謄本は、請求と共に送付し、登録官は、登録簿にそのように注記し、商標公報において注記を公告する。

規則 48 登録簿の抄本

何人も、登録簿の記入事項の認証謄本若しくは抄本、又は登録簿の記入事項の認証されていない謄本若しくは抄本を登録官に請求することができる。

第IV部 商標登録の更新

規則 49 登録の更新

- (1) (2)を条件として、商標登録の更新申請は遅くとも登録の満了日から6か月以内に行わねばならない。
- (2) 登録出願日を基準にして更新日となる日以降に商標を登録する場合、登録更新申請は遅くとも実際の登録日から6か月以内に行わねばならない。
- (3) 商標登録更新の申請様式は下記のとおりとする。
- (a) 登録期間の満了日以前に行う場合は様式TM19とする。又は
- (b) 登録期間の満了日の後6か月以内に行う場合は様式TM24とする。
- (4) 次の場合は(3) (b)の規定にかかわらない。
- (a) 商標が次のように登録されている。
- (i) 登録6か月以内である。又は
- (ii) 登録の申請日を基準として更新日となる日以降に登録されている。
- (b) 登録更新の申請を実際の登録日の後6か月以内に行う場合は、登録更新の申請は様式TM19にて行うものとする。

規則 50 更新の通知

- (1) (2)又は(3)を条件として、登録官は、商標登録期間の満了日前の早くて1か月前、遅くとも6か月までに、権利者の送達住所に書面で通知を送付し、登録期間の満了日を通知するものとする。
- (2) (3)を条件として、商標が(a) (b)のように登録されている場合、次のとおりとする
- (a) 登録6か月以内である。
- (b) 登録が、登録の申請日を基準として更新日となる日以降の場合、登録官は、実際の登録日の後1か月以内に、権利者に対して書面で通知を送付する。
- (i) 本規則49条に基づき商標の更新申請が予め行われている場合は、その申請に記載される送達住所に通知する。
- (ii) その他の場合は、利権者の送達住所に登録期間の満了日を通知する。
- (3) 本規則第49条に基づいて商標登録の更新申請が行われた場合は、登録官は、(1)又は(2)にいう通知の送付を必要としない。

規則 50A 不適合の通知

- (1) 登録更新申請の審査の過程において、申請が不備であると登録官が認める場合は、登録官は、申請人に対してこの旨の書面通知を与える。
- (2) 申請人が、通知に定める期間内に、
- (a) 通知について登録官に書面で応答すること、又は
- (b) 通知に定める登録官の要件を遵守すること、
- を行わなかった場合は、登録官は、当該申請を取り下げられたものとして扱うことができる。
- (3) (2) (a)又は(b)にいう行為をなすための期間の延長を申請人が希望する場合は、申請人は通知に定める期間又は登録官が従前に許可した延長期間の満了前に、様式TM49により期限の延長請求を登録官に提出する。

規則 51 登録簿からの商標の抹消

登録官は、次の場合は商標を登録簿から抹消することができる。

- (a) 本規則第 49 条に基づき商標登録の更新申請が行われない場合、又は
- (b) 商標登録の更新申請が本規則第 49 条に基づいて提出されたが、登録更新の申請人が次の通りである場合、
 - (i) 更新に関する登録官の指示に従わない、又は
 - (ii) 登録官に対し、自己の申請の取下若しくは放棄を希望している旨を通知した。

規則 52 更新の遅延

S370/2004 により削除

規則 53 登録の回復

- (1) 規則 51 に基づき登録簿から抹消された商標の回復申請は、登録満了日から 6 月以内に、様式 TM21 により登録官に提出する。
- (2) 様式 TM21 にて提出する回復申請には、登録更新不申請の理由を記載すること。
- (2A) 従前に様式 TM19 が提出されていない場合は、様式 TM21 と一緒に提出する。
- (3) 登録官は、如何なる場合も、自己が適当と認める追加の証拠又は情報を、法定宣言書又はその他により登録官が定める期間内に提出するよう申請人に求めることができる。
- (3A) (3) にいう要件に従うための期間の延長を申請人が希望する場合は、申請人は登録官が定める期間若しくは登録官が従前に許可した延長期間の満了前に、様式 TM49 により期間の延長請求を登録官に提出することができる。
- (4) 登録官は、そうすることが正当であると納得する場合は、課すことが適当と認める条件に基づいて、当該商標を登録簿において回復し、登録を更新することができる。

第V部 登録可能な取引

規則 54 登録可能な取引の細目の登録簿への記入

- (1) 商標法第 39 条が適用される登録簿へ記入すべき取引の所定の細目は、次の通りである。
- (a) 登録商標若しくはそれにおける権利の譲渡の場合は、
 - (i) その後の所有者の名称及び住所
 - (ii) 譲渡日、並びに
 - (iii) 譲渡が当該商標における権利に関するものである場合は、譲渡された権利の説明
 - (b) 登録商標に基づくライセンスの付与の場合は、
 - (i) 使用権者の名称及び住所
 - (ii) ライセンスが排他的ライセンスである場合は、その事実
 - (iii) ライセンスが制限される場合は、制限の説明、並びに
 - (iv) ライセンス期間が有限期間であるか、そう確認できる場合は、ライセンスの期間
 - (c) 登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利についての担保権の付与の場合は、
 - (i) 被付与人の名称及び住所
 - (ii) 担保権の性質(固定又は浮動)、並びに
 - (iii) 担保権及び担保された商標における又は基づく権利の範囲
 - (d) 登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利に関連する人格代表者の同意の場合は、
 - (i) 同意により登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利が付与される者の名称及び住所、並びに
 - (ii) 同意日
 - (e) 登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利を移転する裁判所若しくはその他の管轄当局の命令の場合は、
 - (i) 被移転人の名称及び住所
 - (ii) 命令日、及び
 - (iii) 移転が商標における権利に関する場合は、移転された権利の説明
- (2) (1)に記載する各場合において、記入がなされた日を登録簿に記入する。

規則 55 取引の登録又は通知の申請

- (1) 商標法第 39 条が適用される取引の細目を登録する申請、及び商標法第 41 条が適用される取引の細目について登録官に対して行う通知は、次のとおりとする。
- (a) (b) から (e) までにいう取引以外の譲渡又は取引の場合は、様式 TM22 により。
 - (b) ライセンスの付与の場合は、様式 TM37 により
 - (c) ライセンスの補正の場合は、様式 TM38 により
 - (d) ライセンスの解除の場合は、様式 TM39 により
 - (e) 担保権の付与、変更又は解除の場合は、様式 TM46 により、及び
 - (f) 裁判所又はその他の管轄当局による命令について代理人の受諾を行い、登録商標、商標の登録出願、若しくは登録商標又は商標登録出願に存在する権利、若しくはそれに基づく権利を譲渡する場合は、様式 TM20 による。
- (2) (1)にいう申請を電子オンラインシステム以外の方法で行う場合、申請は次のとおりとする。

(a) (1) (a)にいう譲渡又は取引の場合は、譲渡又は取引のすべての当事者又はその代表者が署名すること。

(b) 代理人が(1) (f)にいう同意を行う場合は、代理人及びその受益者の双方、又はその代表者が署名すること。

(c) (1)にいう裁判所又はその他の管轄当局の命令の場合は、登録官の視点で取引の成立に十分であると認められる書面証拠を添付すること。及び

(d) その他の場合は、ライセンス又は担保権の許諾者若しくはその代表者が署名する。

(3) (1)にいう申請が電子オンラインシステムにより提出される場合は、すべての当事者による授権を経て、かつ、登録官が適当と認めた方式で検証されるものとする。

(3A) (1)にいう申請に(2) (a), (b)又は(d)に基づく署名をしていない、又は(3)に基づく授権又は検証がなされていない場合は、申請に次のものを添付すること。

(a) (1) (a)にいう(登録商標又は商標登録出願に関わる)譲渡の場合、申請者の選択により次のものを添付すること。

(i) 譲渡契約書の認証謄本

(ii) 譲渡契約書の認証抄本。抄本は登録商標又は登録出願の所有権の変更を表わすもの。

(iii) 登録官が求めることのできる様式の、登録商標又は登録出願の譲渡証書。証明書には譲渡に係るすべての当事者が署名していること。

(iv) 登録官が求めることのできる様式の、登録商標又は登録出願の譲渡書類。書類には譲渡に係るすべての当事者が署名していること。

(v) 登録官の視点で譲渡の成立に十分であると認められる証拠書類の認証謄本

(b) (1) (b)にいう(登録商標又は商標登録出願に基づく)ライセンス付与の場合、申請者の選択により次のものを添付すること。

(i) ライセンス契約の認証抄本。抄本は契約並びに契約に基づきライセンス付与される権利の当事者を表すものであること。

(ii) 登録官が求めることのできる情報を含むライセンスの明細。明細はライセンスを許諾する者及び被許諾者の双方が署名するものであること。又は

(iii) 登録官の視点でライセンス許諾の成立に十分であると認められる証拠書類の認証謄本。

(c) (1) (c)又は(d)にいう(登録商標又は商標登録出願に基づく)ライセンスの変更又は解除の場合、申請者の選択により次のものを添付すること。

(i) 場合によって、ライセンスの変更又は解除の明細。登録官が求めることのできる情報を含み、ライセンスを許諾する者及び被許諾者の双方が署名する明細であること。又は

(ii) 場合によって、登録官の視点でライセンスの変更又は解除の成立に十分であると認められる証拠書類の認証謄本。又は

(d) その他の場合、登録官の視点で譲渡の成立に十分であると認められる証拠書類の認証謄本。

(3B) (1)にいう申請が電子オンラインシステムによる場合は、(3A) (a) (i), (ii), (iii), (iv)又は(v)にいう文書は、登録官が指定できる期間内に提出する。

(3C) (2), (3), (3A)又は(3B)の規定を満たさない場合は、登録官は、(1)にいう申請を拒絶するものとする。この場合、登録官は新たに申請を行うよう求めることができる。

(4) 本条規則の適用上、申請に署名することを要求される当事者が会社である場合は、その当事者がその会社印を申請に捺印すれば十分である。

(5) 登録官は、申請人に対し、登録官が適当とみなす申請の裏付けとなる他の書類、法律文書

及び情報を登録官が指定する期間内に提供するよう求めることができる。

(5A) (5)にいう要件に従うために申請人が期間の延長を希望する場合は、登録官が定める期間又は登録官が従前に許可した延長期間の満了前に、様式 TM49 により期間の延長請求を登録官に提出することができる。

(6)義務を賦課することが可能な法律文書によって取引が有効となる場合は、申請はその法律文書に正当に押印されたことを登録官が納得することを条件とする。

第VI部 登録商標の変更

規則 56 登録商標を変更する申請

- (1) 登録商標の所有者は登録官に対し、商標法第 20 条に基づいて許可される自己の標章の変更を、様式 TM35 により申請することができる。
- (2) 所有者は登録官に対し、申請に関して登録官が要求する証拠を提供する。
- (3) 登録官が当該変更の許可を提案する場合は、変更された標章を商標公報において公告する。
- (4) 変更によって影響を受けると主張する者は、変更の公告日から 2 か月以内に、登録官に変更に対して様式 TM11 にて異議申立を提出することができる。
- (4A) S370/2004 により削除
- (5) 異議申立書にはその者が変更に関し異議申立をする理由を記載し、変更が如何に商標法第 20 条(2)に抵触するかを含むものとする。
- (6) 本規則第 29 条(2)～(8)、及び第 31 条～第 40 条は、必要な修正に併せて、異議申立に起因するすべての手続に適用するものとする。
- (6A) (6)にいう規則の適用上、次のとおりとする。
 - (a) 出願人への言及はすべて、権利者への言及と解すること。
 - (b) 登録出願への言及はすべて、(1)にいう申請への言及と解すること。
 - (c) 登録出願の公告日への言及はすべて、変更の公告日への言及と解すること。
 - (d) 異議申立への言及はすべて、(4)にいう異議申立への言及と解すること。並びに
 - (e) 異議申立人への言及はすべて、(4)にいう者への言及と解すること。
- (7) S491/2000 により削除

第VII部 取消，無効，修正及び放棄

規則 57 取消，無効の宣言及び修正の申請

- (1) 次についての登録官への申請，すなわち，
 - (a) 商標法第 22 条に基づく商標登録の取消，又は
 - (b) 商標法第 23 条に基づく商標登録の無効の宣言は，様式 TM28 により提出する。
- (1A) 商標法第 67 条に基づく登記簿の誤記又は脱漏を登録官に申請する場合は，次により行う。
 - (a) 登録商標の権利者が登記簿の商標に係る情報の修正を申請する場合は，次により行う
 - (i) 修正が権利者の氏名又はその他の詳細事項に係る場合は，様式 TM26 とする。
 - (ii) (i) が適用されず，修正のいずれにしろ次に係る場合は，様式 TM27A とする。
 - (A) 商品又はサービスの類別番号又は詳細，若しくは
 - (B) 優先権に対する請求の詳細事項，若しくは
 - (iii) (i) 及び(ii) が適用されない場合は，様式 TM27B とする。若しくは
 - (b) その他の者が登記簿の情報の補正を申請する場合は，様式 TM28 により提出する。
- (2) 申請には，申請を行う理由の陳述を添付する。
- (3) 申請人が登録商標の所有者でない場合は，登録官に申請及び陳述を提出すると同時に，所有者にこれらの書類の副本を送達する。

規則 58 答弁書

- (1) 申請及び陳述の副本の受領日から 2 月以内に，所有者は登録官に対し，次を記載した様式 TM12 による答弁書を提出することができる。
 - (a) 自己の登録の裏付けとして自己が依拠する理由，及び
 - (b) もしあれば，申請において主張された自己が認める事実
- (2) 所有者は，登録官に答弁書を提出すると同時に，申請人に答弁書の副本を送達する。
- (3) 商標法第 22 条(1) (a) 又は(b) による理由による商標登録の取消申請の場合は，所有者は答弁書と一緒に，自己による商標の使用の証拠を提出し，これを同時に申請人にも送達する。
- (4) 答弁書を提出する期間の延長請求は，申請及び陳述の副本の受領日から 2 月以内に登録官に行う。
- (5) 答弁書の提出のために登録官が許可する延長期間の合計は，申請及び陳述の副本の受領日から 4 月を超えないものとする。
- (6) 期間の延長請求をする前に，所有者は申請人及び延長により影響を受ける虞のある他のすべての者に通知を送達し，通知には次を含める。
 - (a) 延長を求める所有者の意思，請求する延長及び延長の理由の陳述，並びに
 - (b) 申請人又はその他の者の延長に対する同意の請求
- (7) 延長請求は，(6) にいう通知の副本及び与えられたならば同意書によって裏付けとする。
- (8) 登録官は，次の場合は延長の付与を拒絶することができる。
 - (a) 所有者が延長の適切かつ十分な理由を示さなかった場合，又は
 - (b) 所有者が，(6) にいう通知が申請人及び延長により影響を受ける虞のある他のすべての者に送達されたことを登録官が納得するように示さなかった場合
- (9) (6) にいう通知が送達された者が，通知日から 2 週間以内に，延長に対する自己の同意を与えることをしなかった又は拒否した場合は，登録官は，

(a) 延長に対する適切かつ十分な理由が示されたことに納得すれば、延長を付与することができる。

(b) また、登録官は、規則 67 に従って聴聞を行う必要なく、そうすることができる。

(10) 商標法第 22 条(1) (a) 又は(b)にいう理由による取消申請の場合は、許可された期間内に答弁書が提出されなければ、申請が認められる。

規則 59 更なる手続

(1) 規則 57 に基づく申請がなされ、規則 58 に基づく答弁書が提出された場合は、規則 32 から規則 40 までは、必要な変更を加えて、更なる手続に適用されるが、ただし、商標法第 22 条(1) (a) 又は(b)に基づく不使用を理由とする取消申請の場合は、規則 58(3)に基づき使用の証拠が提出されなければ、申請が認められる。

(2) 規則 32 から規則 40 までの適用の目的で、

(a) これらの規則にいう出願人は、所有者として扱われる。

(b) これらの規則にいう出願は、所有者の登録として扱われる。

(c) これらの規則にいう異議申立人は、登録の取消又は無効の宣言の申請人として扱われる。並びに

(d) 規則 33(2)にいう出願の取下は、登録の取消又は無効の宣言の申請において申請人が主張する事実を所有者が認めることとして扱われる。

規則 60 第三者による参加

(1) 登録所有者以外で規則 57 に基づく申請の対象である登録商標に利害を有すると主張する者は、登録官に対し、様式 TM29 により参加する許可を申請することができる。

(2) 登録官は、必要な場合は関係当事者の聴聞の後に、自己が適当と認める条件(費用に関する約束を含む)で参加許可を拒絶又は付与することができる。

(3) 参加を許可された者は、参加に関して賦課された諸条件に従って、当該手続の当事者として扱われる。

規則 61 登録商標の放棄申請

(1) 所有者は、次のものを登録官に提出することにより、自己の登録商標を放棄することができる。

(a) 放棄が、商標が登録された商品若しくはサービスの全部に関する場合は、様式 TM31 による通知、又は

(b) 放棄が、商標が登録された商品若しくはサービスの全部には関しない場合は、様式 TM32 による通知

(2) (1) に基づく通知は、所有者が当該通知において次をしない限り、何ら効果を有さない。

(a) 標章における権利(もしあれば)を有する他のすべての者の名称及び住所を与えること、並びに

(b) 当該各人が次の状態であることを証明すること

(i) 標章を放棄する旨の所有者の意思を 3 月前までに通知していること、又は

(ii) 放棄により影響されないこと、又は影響される場合は放棄に同意すること

(3) 登録官は、通知が(2)を遵守しており、その他の点で整っていることに納得すれば、登録

簿に該当する記入を行う。

第VIII部 団体標章及び証明標章

規則 62 団体標章及び証明標章に対する規則の適用

- (1) この部に定める場合を除き、本規則の規定は、これらが通常の商標に関して適用されるのと同様に、団体標章及び証明標章に関して適用される。
- (2) 本規則の規定を適用する際に疑義が生じた場合は、何れの当事者も登録官に指示を求める申請をすることができる。
- (3) 団体標章又は証明標章の登録のための出願人の住所は、規則 9(9) (b) の適用上、出願人の取引又は事業上の住所とみなす。
- (4) S852/2005 により削除

規則 63 規約の提出

団体標章又は証明標章の登録出願日から 9 月以内に、出願人は次を 2 通、登録官に提出する。

- (a) 様式 TM10, 及び
- (b) 標章の使用を管理する規約の副本

規則 64 補正した規約の提出

- (1) 団体標章に関しては商標法附則 1 の 7. (2), 又は証明標章に関しては商標法附則 2 の 8. (2) に基づく補正した規約の提出は、様式 TM30 により行う。
- (2) 様式 TM30 には、補正箇所を赤で示した補正した規約の副本を添付するものとし、両者を 2 通提出する。

規則 65 登録に対する異議申立

- (1) 何人も、団体標章又は証明標章の登録出願の公告日から 2 月以内に、登録に異議申立をする書面通知を様式 TM14 により登録官に与えることができる。規則 29 から規則 40 までは、必要な修正を加えて、その手続に適用される。
- (2) S852/2005 により削除
- (3) 疑義が生じた場合は、何れの当事者も登録官に指示を求める申請をすることができる。

規則 66 規約の補正

- (1) 登録された団体標章又は証明標章の使用を規制する規約の補正申請は、様式 TM30 により登録官に提出する。
- (2) 申請には、補正箇所を赤で示した補正した規約の副本を添付するものとし、両者を 2 通提出する。
- (3) 補正した規約を公衆に利用可能にすることが便宜であると登録官が認める場合は、登録官は、補正した規約の副本を閲覧することのできる場所を示す通知を公告することができる。
- (4) S491/2000 により削除
- (5) S491/2000 により削除
- (6) S491/2000 により削除
- (7) S491/2000 により削除
- (8) S491/2000 により削除。

規則 66A 規約の補正に対する異議申立

(1) 何人も、規則 66(3)にいう通知の公告日から 2 月以内に、登録官に次を提出することができる。

(a) 様式 TM11 による規約の補正に対する異議申立書、及び

(b) 補正された規約が商標法附則 1 の 6. (1) 又は場合により商標法附則 2 の 7. (1) の要件を満たさない理由を示す陳述

(2) (1) に基づく申立書及び陳述を提出する者は、同時に、当該申立書及び陳述の副本を所有者に送達する。

(3) 規則 29(3) から (8) まで及び規則 31 から規則 40 までは、商標登録出願の異議申立に適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、その手続に適用される。

(4) (3) にいう規則を適用する目的で、

(a) これらの規則にいう出願人は、規則の補正を求める申請人として扱われる。

(b) これらの規則にいう出願は、規則の補正を求める申請として扱われる。

(c) これらの規則にいう登録出願の公告日は、規則 66(3) にいう通知の公告日として扱われる。

(d) これらの規則にいう異議申立書は、(1) にいう申立書及び陳述として扱われる。並びに

(e) これらの規則にいう異議申立人は、(1) にいう申立書及び陳述を提出した者として扱われる。並びに

(f) これらの規則にいう様式 TM12 及び様式 TM13 は、それぞれ様式 TM15 及び様式 TM16 に置き換える。

第IX部 証拠及び手続

規則 67 影響を受ける当事者が聴聞を受ける権利

(1) 商標法又は本規則に基づき手続の当事者を聴聞すること、又は当該当事者に聴聞の機会を与えることを登録官に求める商標法又は本規則の規定を損なうことなく、登録官は、商標法又は本規則により登録官に付与される権能を何れかの当事者に不利に行使する前に、当該当事者に聴聞の機会を与える。

(2) 登録官は、当該当事者に対し、聴聞の日を少なくとも 10 日前に通知する。

(3) 登録官は、当該当事者に対し、自己の権能の行使において下した自己の決定を通知する。

規則 68 登録官の聴聞は公開すること

商標法又は本規則に基づく事項に関する 2 以上の当事者間の紛争について登録官が聴聞する場合は公開するものとするが、登録官が聴聞に本人又は代理人が出頭した当事者との協議後に別段の指示を与える場合はその限りでない。

規則 69 登録官の手続における証拠

(1) 商標法又は本規則に基づく登録官に対する手続においては、商標法又は本規則に別段の定めがある場合又は登録官が指示する場合を除き、証拠は法定宣言書により与える。

(1A) 宣誓 (Cap. 211) 及び本規則の規定に従うことを条件として、裁判所規則 (Cap. 322R5) の命令 41 は、裁判所の手続で提出又は使用される宣誓供述書に適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、登録官の手続において提出又は使用される法定宣言書に関して適用される。

(2) 当該法定宣言書は、裁判所への上訴の場合は、裁判所において宣誓供述書による証拠の代わりに使用することができ、かく使用された場合は、宣誓供述書による証拠の付随事項及び結果をすべて有するものとする。

(3) 登録官は、個々のケースにおいて、法定宣言書の代わりに又はこれに加えて口頭による証拠をとることができ、登録官が別段の指示をしない限り、証人に対し、その法定宣言書又は口頭証拠の反対尋問を許可する。

(4) S370/2004 により削除

規則 70 法定宣言書

商標法若しくは本規則に基づき提出される、又は商標法若しくは本規則に基づく手続に用いられる法定宣言書は、

(a) シンガポールにおいては、治安判事又は宣誓管理官又は訴訟手続の目的で宣誓を管理することが法律によって認められたその他の官吏の面前

(b) イギリス連邦の構成国においては、裁判所、判事、治安判事、公証人又は訴訟手続における宣誓を管理することが法律によって認められたその他の官吏の面前、及び

(c) その他の場所においては、領事、副領事若しくはシンガポール領事の職務を果たすその他の者、又は公証人、判事若しくは行政長官の面前

で作成し、署名しなければならない。

規則 71 宣言を執行する官吏の印章の届出

宣言を執行するために規則 70 により認められた者の印章又は署名を添付, 押印又は署名させることを意図する書類は, その印章若しくは署名が真正であること又は宣言を執行する者の若しくはその権限の公的性格の証明なしに, 登録官が認めることができる。

第X部 費用

規則 72 費用の申請

(1) 商標法第 69 条の適用上、登録官に対する手続の当事者で費用を得ることを希望する者は、次の期間に、手続に関する費用の裁定を求めて登録官に申請する。

(a) 当該手続中、又は

(b) 次から 1 月以内

(i) 登録官が手続において当該手続を終了する決定をなした日、又は場合により

(ii) 手続が取り下げられた、中止又は却下されたことを登録官が当該当事者に通知した日

(2) 手続に対する費用の裁定の前に、登録官は、手続の各当事者に対し、費用の裁定に関連して聴聞を受ける機会を与える。

規則 73 費用の算定

(1) 登録官が、登録官の手続にかけられた当事者及び当事者への当事者費用を裁定し、かつ、当事者が登録官にその費用の課税を希望する場合、当事者は、費用の裁定日から 1 か月以内に次を行うものとする。

(a) 費用請求書の写しを登録官に提出することにより課税すべき費用を申請する。並びに

(b) 同時に費用請求書の写しを課税手続に利害関係を有するその他の者に送付する。

(2) 各費用請求書には、次を記載する。

(a) その原因又は事項においてなされた作業

(b) その原因又は事項においてなされたすべての支出

(c) 項目ごとの請求額、並びに

(d) 算定手続に関連するその原因又は事項におけるすべての事由を、年代順に日付を付して

(3) 費用請求書に記載された項目の何れかについて費用が既に裁定されている場合は、その旨及び裁定金額を示す。

(4) (1) に従って費用請求書の副本が送達された当事者は、当該請求又はその一部について争うことを希望する場合は、請求書の副本の受領から 1 月以内に、(5) に従って副本に印をつけ、印をつけた副本の写を登録官及び算定を請求する当事者へ送付する。

(5) 費用請求書の副本へ印をつけることは、その当事者が項目について請求された費用に同意する場合は、各項目の右余白に「同意する」の語を、又は当事者が項目について請求された費用に同意しない場合は「同意しない」の語を記入することで有効となる。

(6) (4) にいう期間の満了したときに、登録官は、算定手続に利害を有する当事者に対し、算定のために指定した日時を通知する。

規則 74 算定手続

(1) 算定手続において聴聞を受ける権原のある当事者が算定のために指定された時間に出頭しない場合であっても、登録官は、算定を進めることができる。

(2) 登録官は、自己が必要と認める場合は、当該手続を延期することができる。

規則 75 費用の額

(1) 附則 4 の規定は、算定手続に関して適用される。

(2)当該手続において認められる費用は、当事者らが支出した出費を補償することを意図するものではない。

規則 76 証明書

費用請求書が算定されたときは、算定を請求した当事者は、登録官に様式 TM45 を提出することができ、登録官は、算定された費用の金額についての証明書の発行を進めるものとする。

第XI部 期間の延長と出願，権利及び事項の回復

規則 77 期間の延長請求

- (1) 何らかの期間を，
- (a) 本規則が定める場合，又は
- (b) 行為をなす若しくは手続を行うことについて登録官が定める場合は，当該期間は，関係人又は関係当事者の請求により，登録官が適当とみなす期間につきかつ条件に基づき，登録官が延長することができる。
- (2) 期間延長請求をする前に，延長を求める者は延長により影響を受ける虞のあるすべての者又は当事者に対し，通知を送達するものとし，通知には次を記載する。
- (a) 延長を請求する自己の意思，請求する延長及び延長の理由の陳述，並びに
- (b) 当該人又は当事者の延長に対する同意書の請求
- (3) 延長請求は，当該期間の満了前に行うものとし，(2)にいう通知の副本及び与えられたならば同意書を裏付けとする。
- (4) 登録官は，次の場合は延長の付与を拒絶することができる。
- (a) 延長を請求する者が延長について適切かつ十分な理由を示さなかった場合，又は
- (b) その者が，(2)にいう通知が延長により影響を受ける虞のあるすべての者又は当事者に送達されたことを登録官が納得するように示さなかった場合
- (5) (2)にいう通知が送達される者又は当事者が延長に対する自己の同意を与えることをしなかった又は拒否した場合は，登録官は，延長について適切かつ十分な理由が示されたことに自己が納得する場合は，延長を付与することができ，登録官は，規則 67 に従って聴聞を行わずに，これを行うことができる。
- (6) (1)から(5)までは，次の事項には適用されない。
- (a) 規則 24(2) (a)，(b)又は(c)にいう行為をなすこと
- (b) 規則 29 に基づく異議申立書の提出
- (c) 規則 31 に基づく答弁書の提出
- (d) 規則 46(2) に基づく登録簿からの事項の抹消に対する異議申立書の提出
- (e) 規則 50A(2) (a)又は(b)にいう行為をなすこと
- (f) 規則 53(1) に基づく登録の回復申請の提出
- (g) 規則 53(3) にいう要件の遵守
- (h) 規則 55(5) にいう要件の遵守
- (i) 規則 56(4) に基づく登録商標の変更に対する異議申立書の提出
- (j) (i) にいう異議申立書に対する答弁書の提出
- (k) 規則 58 に基づく取下，無効の宣言又は登録簿の更正申請に対する答弁書の提出
- (l) 規則 65 に基づく団体標章又は証明標章の登録に対する異議申立書の提出
- (m) (l) にいう異議申立書に対する答弁書の提出
- (n) 規則 66A(1) に基づく登録された団体標章又は証明標章の使用を規制する規約の補正に対する異議申立書の提出
- (o) (n) にいう異議申立書に対する答弁書の提出
- (p) 規則 87 にいう係属中の登録出願に関する異議申立書の提出，及び
- (q) (p) にいう異議申立書に対する答弁書の提出

(7)S491/2000 により削除

規則 77A 登録局で雇用されている者の行為を原因とする時間の不遵守

(1) 登録局で雇用されている者の作為又は不作為を理由に、ある期間内になす又は講じることが求められる商標登録出願又は登録官に対するその他の手続に関する行為又は措置がなされず又は講じられない場合は、登録官は、本規則の規定に拘らず、当該行為をなす又は措置を講じる期間を、登録官が適当とみなす期間、延長することができる。

(2) 本規則の規定に拘らず、(1)に基づきある行為をなす又はある措置を講じる期間は、当該期間が満了していても延長することができる。

規則 77B 出願、権利又は事項の回復

(1) 如何なる者であれ、

(a) その出願が取下げられたこととみなされる者、又は

(b) 商標法に基づく、又は登録官がその要件を満たすために指定した期間内に、登録官に回された手続、或いはその他の事項の手続き要件を満たせないという理由で、権利が無効とされた、又は事項の効力或いは存続が停止された者は、場合によって、(2)、(3)及び(4)に基づき、出願、権利又は事項を回復するよう請求することができる。

(2) (1)にいう出願、権利又は事項に関する回復の請求は、

(a) 様式 TM40 で行うものとし、場合により、出願が取下げられたと見なされる日、又は権利が無効とされた日、若しくは事項の効力又は存続が停止された日から 6 か月以内に登録官に提出する。

(b) 次の場合を除き、提出することはできず、また、どの場合かを記載する。

(i) 出願が取下げられたことと見なされるようになった怠慢が故意によるものでなかった、又は

(ii) 期限を遵守しなかったことにより次に至った。

(A) 権利が無効とされた。又は

(B) 事項の効力または存続が停止されたことは故意によるものでなかった。並びに

(C) 怠慢、又は期限順守の不履行が書類又は事項の提出に関するものである場合は、場合により、未提出の、又は時間どおりに提出されていない書類又は事項を添付する。

(3) (4)を条件として、請求が(2)に基づくものである場合、請求を拒絶する正当かつ十分な理由がある場合を除き、登録官は回復を許可するものとする。

(4) (2)の要求を満たす場合を除き、登録官は回復を許可してはならない。

(5) (1)～(4)は、次の回復を許可するものではない。

(a) 商標法第 10 条又は規則 18 条第(1)に基づく優先権の主張、又は

(b) 次の原因により、取下げられたと見なされる出願、無効とされた権利、若しくは効力又は存続が停止された事項、

(i) 商標法第 24 条、又は商標(国際登録)規則(R3)第 19 条で読まれる商標法第 24 条に基づく、先行商標又はほかの先行権利の権利者による黙諾

(ii) 次の行為に関する期限順守の不履行、

(A) 商標法第 13 条又は規則第 II 部第 6 節、若しくは商標(国際登録)規則第 13 条又は第 14

条,若しくは商標(国際)登録規則第15条で読まれる本規則第32条～第40条に基づく異議申立手続における何らかの行為

(B)商標法第22条又は本規則第VII部,若しくは商標法第22条及び商標(国際登録)規則第18条で読まれる本規則第57条～第60条に基づく,商標登録の取消手続における何れかの行為

(C)商標法第23条又は本規則第VII部,若しくは商標法第23条及び商標(国際登録)規則第18条で読まれる本規則第57条～第60条に基づく,商標登録の無効審判手続における何れかの行為

(D)商標法第67条又は本規則第VII部に基づく,登録簿の誤記又は脱漏の訂正手続における何らかの行為であって,その商標に係わる登録簿の情報に関する登録商標の権利者以外の者によって開始された手続きであるとき。

(E)(2)に基づく請求の提出,または

(F)規則24(6)(a)に基づく様式TM7の提出,又は

(iii)規則49(3)又は規則53に基づく商標登録の更新料支払いの不履行。

規則78 証拠提出のための期間の開始日の変更

登録官に対する手続の当事者が本規則に基づき証拠を提出することのできる期間が,他の当事者が証拠を提出することのできる期間の満了時に開始することとされており,当該他の当事者が登録官に対し何れの又は更なる証拠を提出する意思のないことを通知した場合は,登録官は,最初に言及した当事者が証拠を提出できる期間を指示に定める日に開始するよう指示することができ,登録官は,紛争の全当事者に対し,その日を通知する。

第XIA部 電子オンラインシステム

78A 電子オンラインシステムの構築

- (1) 本規則の目的のため、電子オンラインシステムを構築するものである。
- (2) 電子オンラインシステムは次に利用することができる。
 - (a) 規則第9条(5)、(7)、第10条(3)、第15条(1)、第22条(1)、第24条(2A)、第44条(1)、第49条、第50A条(3)、第53条(3A)及び第55条(1)(a)と(5A)にいう取引の何れかを実施するため。
 - (b) 任意の者によって登録官又は登録局に以下以外の書類を引渡、送付、提出又は送達するため。
 - (i) (a)に規定される取引を実施するために使用されていない様式、又は
 - (ii) 裁判所の手続において送達される通知又は書類、及び
 - (c) 登録官又は登録局が任意の者に、裁判所の手続きで送達される通知又は書類以外の通知または書類を引渡、送付、提出又は送達するため。

78B アカウント所有者の登録

- (1) 電子オンラインシステムを利用して以下を行うことを希望する者は誰も、登録官が公表する作業説明に定める手続きに従って、登録官にアカウント所有者として登録するため申請を行う。
 - (a) 規則第78A条(2)(a)にいう取引の実施、及びInterbankGIRO(訳者注：電子資金振替支払いシステム)を介してその取引の支払いを行う。又は
 - (b) 登録官又は登録局に規則78A条(2)(b)で言及される書類を引渡、送付、提出又は送達する。
- (2) 登録官は、登録官が適当と考える電子オンラインシステムの利用に関する制約条件で、人をアカウント所有者として登録することができる。

78C 識別名及び認証コード

- (1) アカウント所有者として登録すると、登録官が決定できる識別名及び認証コードが割り当てられる。
- (2) 登録官の知る限りにおいて、代理人としてのアカウント所有者の権限が取消又は終了になった場合、登録官はアカウント所有者に割当てた識別名及び認証コードを削除することができる。

78D 登録官に対する変更事項通知義務

アカウント所有者は、登録官が出す作業説明に場合によって定められる手続きに従い、規則78Bに基づきアカウント所有者として登録申請書に記載する詳細事項に変更があった場合は登録官に通知する。

78E セキュリティー対策

- (1) アカウント所有者は、割当てられた識別名及び認証コードの守秘義務と安全を保証し、次のことをしてはならない。

- (a) 識別名及び認証コードを使用する権限のない他の者に識別名及び認証コードを漏らすこと。
 - (b) 識別名及び認証コードの使用権限を与えられていない他の者に、その使用を許すこと。
- (2) 電子オンラインシステムを利用する場合、アカウント所有者は、システムのセキュリティ認証メカニズムを回避してはならない。

78F 電子オンラインシステムの利用者の義務

人は必ず本規則及び登録官が出す作業説明に従って、電子オンラインシステムを利用するものとする。

78G アカウント所有者としての登録取消

登録官は、次を取消することができる。

- (a) アカウント所有者の登録、及び
- (b) 登録官が、アカウント所有者が規則 78E 若しくは 78F、又は登録官が定めた条件若しくは制限に違反したと認めた場合にアカウント所有者に付与した識別名及び認証コード。

78H 署名、宣誓すべき書類

- (1) 電子オンラインシステムにて引渡、送付、提出又は送達される書類は、次のとおりとする。
- (a) 署名、宣誓又は確約すべき場合、書類の原本に通常的方式で署名、宣誓、又は確約するものとする、又は
 - (b) 認証すべき場合、書類の原本を認証する通常的方式で認証するものとする。
- (2) 電子オンラインシステムによる、かかる書類の引渡、送付、提出又は送達は、当該原本書類の真正かつ完全な電子画像の送信により達成される。

第XII部 就業時間及び非就業日

規則 79 就業時間及び非就業日

- (1) (4)を条件として、商標法又は本規則に基づく業務は次のとおりとする。
- (a) その業務種類に関する登録局の業務時間が過ぎた任意の日に、又は
 - (b) その業務種類に関する非就業日である任意の日に、
- その業務種類の非就業日でない翌日に成されたものとする。
- (2) 商標法又は本規則に基づく業務の実施期間がその業務種類が行われない非就業日に満了する場合、その期間はその業務種類が行われる、非就業日ではない翌日に延長するものとする。
- (3) 誤解を避けるために、次のことを行う期間が非就業日に満了する場合、電子オンラインシステムを利用することができても、その期間は非就業日ではない翌日に延長されるものとする。
- (a) 規則 78A(2) (a)にいう取引の実施
 - (b) 規則 78A(2) (b)にいう登録官又は登録局への書類引渡、送付、提出し又は送達、又は
 - (c) 規則 78A(2) (b)にいう登録官又は登録局による通知または文書の引渡、送付、提出又は送達
- (4) 書類が次の場合、その書類は登録局に送信又は提出され、登録局にその日時に受信されたものとみなす。
- (a) 電子オンラインシステムにて登録官に送付される。
 - (b) 当該システムにて登録官に書類を送信又は提出する業務について非就業日でない日の真夜中前の任意の時間に、かかる送信を受信するために設定されたそのシステムのサーバにより受信される場合。
- (5) (4)の適用上、書類を含む送信の最後のバイトが(4)にいうサーバにより受信された場合に、当該書類は送信又は提出され、登録局に受信されたものとみなされる。
- (6) 電子オンラインシステムにて書類を送付し又は提出する者は、次の証しとして当該システムにより発行される送信記録を作成することができる。
- (a) 当該書類の送付又は提出、及び
 - (b) 送付又は提出が行われた日時。
- (6A) 規則第7条(6)を条件として、同項にいう書類が次である場合、当該書類は、当該日時に登録局に送信又は提出され、登録局によって受信されたものとみなされる。
- (a) ファックスにて登録官又は登録局に送信される。及び
 - (b) 次のとおり受信される。
 - (i) かかる送信を受信するため登録局が指定したファックス機により、かつ
 - (ii) ファックスにて登録官にその書類を送付又は提出する業務について非就業日ではない日の真夜中前の任意の時間である。
- (6B) (6A)の適用上、次のとおりとする。
- (a) 完全な書類から成るすべての資料が(6A)にいうファックス機により受信された場合に、書類は登録局に送信又は提出され、登録局に受信されたものとみなされる。
 - (b) (6A)にいうファックス機により記録される書類の受信日時は、反証されない限り、書類は登録局に送付又は提出され、登録局によって受信された日時とみなされる。

(7) 商標法及び本規則における特定業務種類に関する「非就業日」とは、登録局が、一般人による当該業務種類の取引を休業する日をいう。

規則 80 非就業日

S370/2004 により削除

規則 80A 郵便業務の中断等による期間延長

(1) いずれかの日にかかわらず、以下の中断があった場合、登録官は、作業説明を出してその日を「中断」があった日として宣言することができ、商標法又は本規則に定める通知、申請又はその他書類の引渡、送付、提出又は送達の期間がそのように宣言された日に満了する場合、当該期間は、非就業日ではない、続く最初の、そのように宣言されていない日まで延長される。

(a) シンガポールの郵便業務

(b) 登録局の運営、又は

(c) 電子オンラインシステムの運営

(2) S852/2005 により削除

(3) 如何なる場合においても、商標法又は本規則に定める通知、申請又はその他の書類の引渡、送付、提出又は送達の期間内不履行が、完全又は主にシンガポールの郵便業務又は電子オンラインシステムの不具合又は遅延に帰せられるものであると登録官が認める場合、登録官が適当と認めるならば、登録官が指定できるような期間で、通知、申請又はその他の文書の受取人が受領する日に、受領日が非就業日となる場合は、次の最初の非就業日でない日に終了するように、その期間を延長させることができる。

(4) 登録官は、(3)にいう延長の通知を全ての関係当事者に対して行うものとする。

第XIII部 雑則

規則 81 登録官による一般証明書

(1) 登録官が商標法又は本規則に基づいてなす又は行うことを許可された登録, 事項又は事柄に関連して, 商標法第 103 条にいう証明書の入手を希望する者は, 様式 TM42 を登録官に提出することができる。

(2) 登録官は, 証明書を付与する前に, その者が登録, 事項又は事柄に利害を有することを示す証拠を提出するよう求めることができる。

規則 81A 事案管理会議

本規則の如何なる規定にも拘らず, 登録官に対する出願又は手続の何れかの段階で, 登録官が当該事案の正当で迅速かつ経済的な処理のために自己が適切とみなす命令又は指示を付与できるように, 出願人又は当事者に対し, 事案管理会議に出席するよう指示することができる。

規則 81B 文書, 情報又は証拠の作成

本規則の規定にかかわらず, 登録官への出願又は登録官の手続の段階において, 登録官は, 出願人又は任意の当事者に対し, 登録官が指定する期間内に, 登録官が合理的に要求することのできる書類, 情報又は証拠を作成提出するよう指示することができる。

規則 82 上訴

登録官の次の決定は, 裁判所へ上訴することができる。

(a) 規則 38 にいう決定, 及び

(b) 規則 46, 規則 56, 規則 65 又は規則 66A に基づく異議申立手続における決定

規則 83 不備

手続における不備で, 登録官の意見で何人かの又は当事者の利益を損なわないものは, 登録官が指示する条件で修正することができる。

規則 84 公的機関により変更された住所

S161/2007 により削除

規則 85 裁判所への申請

商標法に基づき裁判所へ申請する者は速やかに, 申請の謄本を登録官に提出する。

規則 86 裁判所命令

(1) 商標法に基づく事案について裁判所が命令を発した場合は, 命令の名宛人は速やかに, その命令の謄本を登録官に提出する。

(2) 命令が登録簿の更正又は変更を命じるものである場合は, 命令の名宛人又は 2 以上の者がいるときはそのうち登録官が指示する 1 の者は, 登録官に様式 TM44 を提出する。

(3) 登録官は, 当該命令に従って登録簿を更正又は変更する。

規則 86A 商標公報

(1) 登録官は、商標公報という名称の定期刊行物を発行し、これには次を含める。

(a) 規則 26(1)、規則 47(2) 及び規則 56(3) に基づき当該公報において公告することが求められているすべての事項、並びに

(b) 登録官が適当と認めるその他の情報

(2) 商標公報は、登録官が別段の指示をしない限り、週刊とする。

第XIV部 経過規定

規則 87 係属中の登録出願

(1) 廃止された商標法 (Cap. 332, 1992Ed.) に基づきなされた商標登録出願が, 1999 年 1 月 15 日以後に公告された場合は, 登録に対する異議申立書を提出できる期間は, 当該公告日から 4 月を超えないものとし, 当該期間は延長されない。

(2) (1) にいう異議申立書に対する答弁書を提出できる期間は, 異議申立書の副本を転送する登録官の書簡の日付から 4 月を超えないものとし, 当該期間は延長されない。

規則 88 商標法附則 3 の 11. に基づく通知

S370/2004 により削除

規則 89 留保事項

規則 87 に定める場合を除いて,

(a) 1999 年 1 月 15 日直前に, 廃止された商標規則 (R1, 1990Ed.) が定める何らかの時期又は期間が何らかの行為又は手続に関して有効であり, 満了していない場合, 及び

(b) 本規則が定める対応する時期又は期間が満了した又は早期満了する場合は, 本規則ではなく廃止された規則が定める時期又は期間が当該行為又は手続に適用され, 当該時期又は期間は, 登録官が適当と認める期間につきかつ条件に基づいて, 登録官が延長することができる。

附則 1 (規則 3) 手数料

| 事項 | 対応する規則 | 手数料 | 対応する様式 |
|---|-----------------------------|-----------------------------|--------|
| 1. 送達住所, 又は送達住所, 代理人の名称及び送達住所の変更の提出, 又は登録済み送達住所の変更の請求 | 9, (5), 又は(7), 10(3), 44(4) | | 1 |
| (a) 電子オンラインシステムによる | | 商標番号ごとに\$8 | |
| (b) 電子オンラインシステムによらない | | 商標番号ごとに\$8.50 | |
| 1A 電子オンラインシステムにて, 登録済み代理人の名称又は送達住所, 若しくは両方の変更申請を提出する | 10(3) 又は(4A), 44(4) | | 1 |
| (a) 代理人が別の法人により代替されていない場合 | | \$8.00 | 1 |
| (b) 代理人が別の法人により代替されている場合 | | 商標番号ごとに関して\$8 | |
| 1B 電子オンラインシステム以外で, 登録済み代理人の名称又は送達住所, 若しくはその両方の変更を提出する | 10(3) 又は(4A), 44(4) | | 1 |
| (a) 代理人が別の法人に代替されていない場合 | | \$8.50 | |
| (b) 代理人が別の法人により代替されている場合 | | 商標番号ごとに\$8.50 | |
| 2. 電子オンラインシステム以外で提出する, 商標, 団体商標又は証明標章の登録出願 (a) 明細が附則 3 の 1 の類に含まれる商品又はサービスで構成される場合 (b) 明細が附則 3 の 1 より多い類に含まれる商品又はサービスで構成される場合 | 15(1), 62 | \$ 340 \$ 340 × 分類の数 | 4 |
| 2A 電信オンラインシステムで提出する商標, 団体商標, 又は証明標章の登録出願 | 15(1), 62 | | 4 |
| (a) 附則 3 における 1 類に含まれる商品又はサービスで構成される | | \$310 | |

| | | | |
|--|----------------------------|--------------|-----|
| (b)附則 3 における 1 類以上の類に含まれる商品又はサービスで構成される | | \$340 × 分類の数 | |
| 2BS370/2004 により削除 | | | |
| 3. 電子オンラインシステム以外で提出する, 商標登録出願の修正申請, 又は登録商標権利者による当該登録商標に関わる登録簿の誤記脱漏の修正申請 | | | |
| (a) 申請は, 出願人又は権利者の名称又はその他の詳細時効, 商品又はサービスの類別番号若しくは明細, 又は優先権要求の細目の事項以外に限って行う場合 | 22(1), 56(1), 57(1A)(a) | 商標番号ごとに\$44 | 27B |
| (b) 申請が下記の場合 | 22(1), 56(1), 57(1A)(a) | \$44 × 分類の数 | 27A |
| (i) 商品又はサービスの類別番号又は明細, 又は優先権要求の詳細事項のみに係る場合, 又は | | | |
| (ii) 商品又はサービスの類別番号又は明細, 又は優先権要求の詳細事項, 及び申請者又は所有者の名称又はその他の詳細事項以外の事項に係る場合, | | | |
| 3A 電子オンラインシステムで提出する, 商標登録出願の修正申請, 又は登録商標権利者による登録簿の登録商標に関わる誤記脱漏の修正申請 | | | |
| (a) 申請は, 出願人又は所有者の名称又はその他の詳細事項, 商品又はサービスの類別番号若しくは明細, 又は優先権要求の詳細事項以外に行われる場合 | 22(1), 56(1), 57(1A)(a) | 商標番号ごとに\$40 | 27B |
| (b) 申請が下記の場合, (i) 商品又はサービスの類別番号又は明細, 又は優先権要求の詳細事項のみに係る場合, 又は | 22(1), 56(1), 57(1A)(a) | \$40 × 分類の数 | 27A |
| (ii) 商品又はサービスの類別番号又は明細, 又は優先権要求の詳細事項に | | | |

| | | | |
|---|--|----------------|----|
| 係わる場合, 及び申請者又は所有者の名称若しくはその他の詳細事項以外の事項に係る場合, | | | |
| 4. 電子オンラインシステム以外で提出する, 登録出願又は登録簿における人の名称又はその他の細目(取引の性質を除く)を変更する申請 | 44(1), 57(1A)(a) | \$21 | 26 |
| 4A 電子オンラインシステムで提出する, 登録願書又は登録簿中の人の名称又はその他の詳細事項(取引の性質を除く)の変更申請 | 44(1), 57(1A)(a) | \$20 | 26 |
| 5. 商標登録出願に関する決定の理由を述べるよう求める登録官への請求 | 24(6) | 商標番号ごとに \$ 600 | 7 |
| 6. S491/2000 により削除 | | | |
| 7. 商標登録又は登録簿からの事項の抹消に対する異議申立書の提出 | 23(2), 29(1), 46(2) 及び (3), 56(4), 65, 66A | \$ 340 × 分類の数 | 11 |
| (a) 公告済み商標登録出願の修正で, 当該修正が商標の表示, 又は登録出願でカバーされる商品又はサービスに影響を与える場合 | | | |
| (b) 商標, 団体商標又は証明標章の登録 | | | |
| (c) 登録簿からの任意の事項の削除 | | | |
| (d) 登録商標の変更 | | | |
| (e) 登録団体商標又は証明標章の使用を管理する規定の変更申請 | | | |
| 8. 商標, 団体標章若しくは証明標章の登録に対する異議申立書を提出する期間の延長請求 | 29(3), 65(1) | -- | 48 |
| 9. 商標登録に対する異議申立書に対する答弁書の提出 | 31, 56(5), 58(1), 65, 66A(3) | \$ 325 × 分類の数 | 12 |
| (a) 商標, 団体商標又は証明標章の登録に対する異議申立 | | | |
| (b) 登録商標の変更申請 | | | |
| (c) 登録の取消, 又は無効宣告, 若しくは登録簿の訂正の申請 | | | |
| (d) 登録団体商標又は証明標章の使用を管理する規則の修正申請 | | | |
| 10. S852/2005 により削除 | | | |
| 11. S852/2005 により削除 | | | |

| | | | |
|--|---------------------------------|--|----|
| 12. 聴聞への出頭通知の提出 | 37(3), 56(6), 59, 65(1), 66A(3) | \$ 650 × 分類の数 | 13 |
| 13. S161/2007 により削除 | | | |
| 14. 商標法第 102 条に基づき作成された有効性の証明書の登録簿への記入及び注記の公告の請求 | 47 | 商標番号ごとに \$ 80 | 34 |
| 15. 商標登録の更新申請書類は, (a) 電子オンラインシステムにて提出する | 49(3) (a) 又は(4) | \$ 250 × 分類の数 | 19 |
| (b) 電子オンラインシステム以外の方式にて提出する | | \$270 × 分類の数 | |
| 15A 商標登録の更新の後出し申請 | 49(3) (b) | \$370(\$270 の更新料と \$100 後出し更新料で構成される) × 分類の数 | 24 |
| 16. 商標の登録簿への回復申請 | 53 | \$ 150 × 分類の数 | 21 |
| 17. 電子オンラインシステム以外で提出される, 所有権変更の登録申請 | 55(1) (a) | 商標番号ごとに \$ 88 | 22 |
| 17A 電子オンラインシステムにて所有権変更の登録の申請 | 55(1) (a) | 商標番号ごとに \$80 | |
| 18. ライセンスの付与の登録申請 | 55(1) (b) | 商標番号ごとに \$ 60 | 37 |
| 19. ライセンスの補正の登録申請 | 55(1) (c) | 商標番号ごとに \$ 60 | 38 |
| 20. ライセンスの解除の登録申請 | 55(1) (d) | 商標番号ごとに \$ 60 | 39 |
| 21. 担保権の付与, 変更又は解除, 同意, 裁判所又は他の管轄当局の命令の登録申請 | 55(1) (e) 及び(f) | 商標番号ごとに \$ 50 | 46 |
| 21A 同意書の作成, 裁判所又はその他所管当局の命令を登録する申請 | 55(1) (f) | 商標番号ごとに \$50 | |
| 22. 様式 TM22 を伴う場合の陳述を裏付ける法定宣言書の提出 | 55(3) (b) | -- | 23 |
| 23. S161/2007 により削除 | | | |
| 24. S370/2004 により削除 | | | |
| 25. 商標登録の取消若しくは無効の宣言, 若しくは | 57(1) 又は(1A) (b) | \$ 325 × 分類の数 | 28 |

| | | | |
|---|--------|----------------------|----|
| 登録商標権利者以外の者による商標に関わる登録簿の誤記脱漏の訂正申請 | | | |
| 26. 手続への参加の許可を求める申請 | 60 | 商標番号ごとに \$ 75 | 29 |
| 27. 商標の取下申請で、 (a) 取下が、商標が登録されたすべての商品若しくはサービスに関する場合 | 61(1) | 商標番号ごとに \$ 30 | 31 |
| (b) 取下が、商標が登録された商品若しくはサービスの一部に関する場合 | | \$ 40 × 分類の数 | 32 |
| 28. S852/2005 により削除 (a) S852/2005 により削除 (b) S370/2004 により削除 | | | |
| 29. 団体標章又は証明標章に関する規約の提出 | 63 | 商標番号ごとに \$ 340 | 10 |
| 30. 団体標章又は証明標章に関する補正した規約の提出 | 64, 66 | 商標番号ごとに \$ 70 | 30 |
| 31. S852/2005 により削除 | | | |
| 32. S852/2005 により削除 | | | |
| 33. S852/2005 により削除 | | | |
| 34. 算定された費用の額に関する証明書の登録官による発行 | 76 | \$ 80 × 分類の数 | 45 |
| 35. 商標法第 103 条に基づく証明書の発行 | 81 | 商標番号ごとに \$ 32 | 42 |
| 36. 登録簿の変更又は更正を求める裁判所命令の謄本の提出 | 86 | \$ 50 × 分類の数 | 44 |
| 37. S370/2004 により削除 | | | |
| 38. 登録出願の補正若しくは補正の効果の陳述の公告, 又は変更が提案されている登録商標の公告 | 23, 56 | \$ 75 | |
| 39. 手数料が明示されていない登録簿への記入又は記入事項の更正の請求 | -- | \$ 25 | -- |
| 40. 次の閲覧 (a) 異議申立書 (b) 登録の取消若しくは無効の宣言, 又は登録簿の更正申請 (c) 異議申立手続に関して与えられた答弁書又は決定 | -- | 商標番号ごとに 30 分単位で \$ 2 | -- |

| | | | |
|---|------------------------------------|--|----|
| (d) 登録の取消若しくは無効の宣言, 又は登録簿の更正申請に関して与え られた答弁書又は決定 | | | |
| 41. 次の閲覧 (a) 登録簿, 又は (b) 商標の分類された表示の通知 | -- | 30分単位で \$ 2 | -- |
| 42. 次の検索並びに文書の写し及びコ ンピュータのプリントアウトの入手 (a) ファイルごとの検索 (b) 閲覧室に置かれた文書の (i) プリペイドカードを利用した各ペ ージ又はその一部のセルフサービス による写真複写 (ii) 登録局の職員による各ページ又 はその一部の写真複写 (c) 登録局の職員による他の文書の各 ページ又はその一部の写真複写 (d) 登録局の電子データベースからの コンピュータのプリントアウトの各 ページ | -- | \$ 6 \$ 0.15 \$ 0.30 \$ 0.30 \$ 0.30 | |
| 42A 検索目的の標章のスキャニング | - | スキャンご とに\$1 | |
| 43. 公認謄本, 原稿又は印刷物の証明 | -- | \$ 12 | -- |
| 44. 権利の部分放棄又は制限の登録簿 への記入請求 | 43 | 商標番号ご とに \$ 35 | 33 |
| 45. 商標公報の写の購入 | 86A | \$ 12 | -- |
| 46. 規則 24 (2A), 50A (3), 53 (3A) 及び 55 (5A) に基づく期間の延長請求 | 24 (2A), 50A (3), 53 (3A), 55 (5A) | -- | 49 |
| 47. 規則 32 条 (6), 33 条 (6) 又は 34 条 (6) にいう法定宣言書の提出期間に対 する延長を請求する | 32 (6), 33 (6), 34 (6) | \$100 × 分類 の数 | |
| 48. 出願, 権利又は事項に対する回復 を請求する | 77B (2) | 商標番号ご とに \$130 | |
| 49. 2 つ以上の商品又はサービスに係 る商標登録出願 (本項では親出願とい う) をそれぞれ 1 つまたは複数の商品 またはサービスに係る 2 つ以上の出 願に分割する請求 | 17 (2) | 親出願を分 割した新た な出願ごと に \$280 | |

附則 2 様式(省略)

附則 3 (規則 19) 商品及びサービスの分類

第I部 商品の分類

第1類

工業用、科学用及び写真用並びに農業用、園芸用及び林業用の化学品。未加工人造樹脂、未加工プラスチック。肥料。消火剤。焼戻し剤及びはんだ付用調整剤。食品保存用化学剤。なめし剤。工業用接着剤。

第2類

ペイント、ワニス、ラッカー。防錆剤及び木材保存剤。着色料。媒染剤。未加工天然樹脂。塗装用、装飾用、印刷用及び美術用の金属箔及び金属粉。

第3類

漂白剤及びその他の洗濯に用いる物質。清浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤。石鹼。香料、精油、化粧品、頭髪用ローション。歯磨き。

第4類

工業用の油及び油脂。潤滑剤。塵埃吸収剤、塵埃湿潤剤及び塵埃吸収剤。燃料(原動機用燃料を含む)及び発火体。ロウソク、灯芯。

第5類

薬剤、獣医科用剤。医療用の衛生剤。食餌療法剤、乳児用食品。膏薬、包帯類、歯科用充填材料、歯科用ワックス。消毒剤。有害動物駆除剤。殺菌剤、除草剤。

第6類

一般の金属及びその合金。金属製建築材料。運搬可能な金属製建築物。鉄道線路用金属材料。一般の金属から成る電気用でないケーブル及びワイヤ。鉄製品、小型金属製品。金属管。金庫。一般の金属から成る商品であって他の類に属さないもの。鉱石。

第7類

機械及び工作機械。原動機(陸上の乗物用のものを除く)。機械用の継手及び伝導装置の構成部品(陸上の乗物用のものを除く)。農業用器具(手動式のものを除く)。孵卵器。

第8類

手持ちの工具及び器具(手動式のもの)。刃物類。携帯用武器。かみそり。

第9類

科学用、航海用、測量用、写真用、映画用、光学用、計量用、測定用、信号用、検査(監視)用、救命用及び教育用の機器。音響又は映像の記録用、送信用又は再生用の装置。磁気データ記録媒体、記録用ディスク。自動販売機及び硬貨作動式機械用の始動装置。金銭登録機、

計算器，情報処理装置及びコンピュータ。消火器。

第10類

外科用，内科用，歯科用及び獣医科用の機器並びに器具，義肢，義眼及び義歯。整形外科用品。縫合用材料。

第11類

照明用，加熱用，蒸気発生用，調理用，冷却用，乾燥用，換気用，給水用及び衛生用も装置。

第12類

乗物。陸上，空中又は水上の移動用機器。

第13類

火器。銃砲弾及び発射体。火薬類。花火。

第14類

貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した製品であって他の類に属さないもの。宝飾品，宝玉。計時用具。

第15類

楽器。

第16類

紙，厚紙及びこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。印刷物。製本用材料。写真。文房具。文房具としての又は家庭用の接着剤。美術用材料。絵筆及び塗装用ブラシ。タイプライター及び事務用品(家具を除く)。教材(器具を除く)。プラスチック製包装用品(他の類に属さないもの)。活字；印刷用ブロック。

第17類

ゴム，グタペルカ，ガム，石綿及び雲母並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。製造用に押出成形されたプラスチック。詰物用，止具用及び絶縁用の材料。金属製でないフレキシブル管。

第18類

革及び人工皮革並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。獣皮。トランク及び旅行用バッグ。傘，日傘及び杖。鞭，馬具。

第19類

金属製でない建築材料。金属製でない建築用硬質管。アスファルト，ピッチ及び瀝青。金属製でない運搬可能な建築物。金属製でない記念物。

第20類

家具，鏡，額縁。木材，コルク，葦，籐，柳，角，骨，象牙，鯨のひげ，貝殻，琥珀，真珠母，海泡石及びこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品(他の類に属さないもの)。

第21類

家庭用又は台所用の器具及び容器。くし及びスポンジ。ブラシ(絵筆及び塗装用ブラシを除く)。ブラシ製造用材料。清浄用品。スチールウール。未加工又は半加工のガラス(建築用のものを除く)。ガラス製品，磁器製品及び陶器製品であって他の類に属さないもの。

第22類

ロープ，ひも，網，テント，日よけ，ターポリン，帆，袋(他の類に属さないもの)。詰物用材料(ゴム製又はプラスチック製のものを除く)。織物用未加工繊維。

第23類

織物用糸。

第24類

織物及び織物製品であって他類に属さないもの。ベッドカバー及びテーブルカバー。

第25類

被服，履物，帽子。

第26類

レース及び刺繍布，リボン及び組みひも。ボタン，ホック，ピン及び針。造花。

第27類

じゅうたん，ラグ，マット，リノリウム及びその他の床用敷物。壁掛け(織物製でないもの)。

第28類

ゲーム用品及びおもちゃ。体操用具及び運動用具であって他の類に属さないもの。クリスマスツリー用装飾品。

第29類

食肉，魚，家禽及び食用鳥獣肉。肉エキス。保存処理，乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。ゼリー，ジャム，コンポート。卵，ミルク及び乳製品。食用油脂。

第30類

コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，代用コーヒー。穀粉及び穀物から成る加工品，パン，ペーストリー及び菓子，氷菓。はちみつ，糖蜜。酵母，ベーキングパウダー。食塩，マスタード。酢，ソース(調味料)。香辛料。氷。

第 31 類

農業，園芸及び林業の生産物並びに穀物であつて他の類に属さないもの。生きている動物。生鮮の果実及び野菜。種子，自然の植物及び花。飼料，麦芽。

第 32 類

ビール。ミネラルウォーター及び炭酸水並びにアルコールを含有しないその他の飲料。果実飲料及び果汁。シロップその他の飲料用調製品。

第 33 類

アルコール飲料(ビールを除く)。

第 34 類

たばこ。喫煙用具。マッチ。

第II部 サービスの分類

第 35 類

広告。事業の管理。事業の運営。事務処理。

第 36 類

保険。財政業務。金融業務。不動産業務。

第 37 類

建築物の建設。修理。取付けサービス。

第 38 類

電気通信。

第 39 類

輸送。商品の梱包及び保管。旅行の手配。

第 40 類

材料処理。

第 41 類

教育。訓練の提供。娯楽。スポーツ及び文化活動。

第 42 類

科学技術サービスとそれに関する研究及び設計，工業分析と研究サービス，コンピュータのハードウェアとソフトウェアの設計及び開発。

第 43 類

食品及び飲料の提供に関するサービス，臨時の宿泊設備

第 44 類

医療サービス，獣医サービス，人間又は動物の衛生美容サービス，農業，園芸及び森林サービス。

第 45 類

法律サービス，財産と個人を保護する安全サービス，個人の需要を満たすため他の人が提供する個人的社会的サービス

附則 4 (規則 75) 費用の額

| 項目 | 事項 | 金額 |
|-------|---|---------------------------|
| 手続の開始 | | |
| 1 | 異議申立書，商標登録の取消申請書，商標登録の無効の宣言の申請書，登録簿における記入事項の更正申請書の作成及び提出，すべて理由の陳述書を含む | \$ 300 |
| 2 | 答弁書の作成及び提出 | \$ 300 |
| 3 | 異議申立及び取消，無効又は更正手続の証拠の準備及び提出 | 法定宣言書あたり \$ 300 - \$ 1600 |
| 4 | 項目 1, 2 及び 3 にいう書類の閲読 | フォリオあたり \$150-\$800 |
| 中間手続 | | |
| 5 | すべての中間手続に対する準備 | \$ 50 - \$ 500 |
| 6 | すべての中間手続への出席 | \$ 50 - \$ 500 |
| | 本格審理 | |
| 7 | 聴聞のための準備 | \$ 500 - \$ 2000 |
| 8 | 聴聞への出席 | \$ 200 - \$ 800 |
| 9 | 出頭を求められた証人の一般費用及び交通費 | |
| | (a) 証人が専門家である場合 | 1 日あたり \$ 100 ~ \$ 200 まで |
| | (b) 証人が専門家ではない場合 | 1 日あたり \$ 50 ~ \$ 100 まで |
| 算定 | | |
| 10 | 費用請求書の作成 | フォリオあたり \$ 5 |
| 11 | 算定への出席及び登録官の証明書又は命令書の取得 | \$ 100 - \$ 300 |